

北区経営改革プラン

—— 夢と希望の実現に向けて ——



City of Kita

平成 17 年（2005 年）3 月

北 区

はじめに

平成 11 年（1999 年）6 月に区議会の議決をいただき策定した「北区基本構想」は、北区の将来像を、「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち一人とみどりの美しいふるさと北区」と謳っています。

このたび北区は、基本構想を実現するために、平成 12 年（2000 年）に策定した基本計画の改定に取り組んできました。そして、新基本計画「北区基本計画 2005」では、“未来を拓く 未来につなぐ”ための長期総合計画として、3 つの重点戦略プラスワンを掲げました。

一方、低成長経済下にあって、国・地方とも極めて厳しい財政状況にあり、北区財政も例外ではありません。少子高齢化に伴う需要の増大、三位一体改革をはじめとした国の動向など、区財政は未だ予断を許さない状況にあります。

また、地方分権、規制改革、団塊の世代の就業からの引退、公共施設の更新需要など、区の経営をめぐる内外の環境は大きな転換期を迎えつつあります。

「北区経営改革プラン」は、このような内外の環境のなかで、新基本計画を着実に実現するため必要な資源の調達とともに、今後の社会構造の変化に対応できる持続可能な行財政システムへの改革をめざして策定したものです。

このプランは、庁内組織である「第 2 次北区経営改革本部」における検討、学識経験者と区民による「『北区基本計画 2000』の改定と『北区経営改革プラン』の策定のための検討会」からの答申、素案に対するパブリックコメント（区民意見公募手続）と「まちかどトーク」、案に対する区議会からのご意見など、区民・区議会・職員等の意見を踏まえて策定しました。

私は、基本構想にある北区の将来像、「ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち 一人と水とみどりの美しいふるさと北区」の実現に向け、区民の皆さまと協働しながら、職員と一丸となり、全力を尽くしてまいります。区民の皆さまの暖かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 17 年 3 月

北区長 花川與惣太

目 次

北区経営改革プラン 体系図	1
I. 経営改革に関する基本的考え方	2
1. 北区の今までの取り組み	2
(1) 北区は決して裕福な区ではない	2
(2) これまでの北区の行政改革の成果	3
2. 北区の重点戦略と内外の環境	4
(1) 北区の重点戦略	4
(2) 北区の外部環境	4
(3) 北区の内部環境	6
3. 経営改革の推進 ——夢と希望の実現に向けて——	8
(1) 行政改革から経営改革へ	8
(2) 経営改革の方向性	9
① 区民とともに	9
② 外部化を基軸とした事務事業の見直し	10
③ 適正な資源管理と行財政システム改革	11
(3) 対象期間	11
(4) 経営改革による削減見込額	12
II. 経営改革の年度別計画	14
経営改革の年度別計画 体系図	15
1. 区民とともに	16
1-1 わかりやすく開かれた区政を推進する	16
1-2 区民の参画機会を拡大する	18
1-3 協働を具体的に推進する	19
1-4 区民の自主的活動を後押しするしくみを創る	32
1-5 区民の目線で改善を進める	33
2. 外部化を基軸とした事務事業の見直し	34
2-1 窓口サービスを改善する	34
2-2 役割分担を見直す	36

2-3	仕事の進め方を見直す	38
2-4	公共工事のコストを縮減する	50
2-5	外郭団体の役割を検証し、効率化を促進する	52
2-6	電子区役所を推進する	54
2-7	区役所の庶務事務を改善する	57
3	適正な資源管理と行財政システム改革	58
3-1	財源確保に努める	58
3-2	受益と負担を適正化する	62
3-3	公有財産の適正管理、公共施設の適正配置を進める	64
3-4	トップマネジメント補佐機能を強化する	67
3-5	区役所の各部の自立性を高める	68
3-6	職員の意識改革と人材育成を進める	70
3-7	区役所の組織を改革する	73
3-8	組織風土を改善する	76

参考資料

1.	第2次北区経営改革本部設置要綱（平成15年11月13日）	82
2.	経営改革の必要性について（平成15年11月17日）	86
3.	削減見込額（項目順、年度別）	91
4.	平成15年度実施済み項目	94
5.	平成16年度実施済み項目	94
6.	所管別索引	96

北区経営改革プラン 体系図

北区の外部環境

- ・「国から地方へ」
「地方でできることは地方に」
- ・「都から特別区へ」
- ・「官から民へ」
「民間でできることは民間に」
- ・団塊の世代が就業から引退過程に入り、地域との関わりを強める
- ・区民が期待する行政改革は部の統廃合と定数削減

北区の内部環境

- ・北区財政のうち自由に使える歳出枠はごく一部
- ・職員の1/3が今後10年間で定年退職
- ・区立小中学校の95%が築30年以上

新基本計画実現のための資源の調達

持続可能な行財政システムへの改革

経営改革の目的

夢と希望の実現に向けて

区民
議会

協力

実施

推進

職員

「北区経営改革プラン」

区民とともに

外部化を基軸とした
事務事業の見直し

適正な資源管理と
行財政システム改革

経営改革の方向性

実現

夢と希望

区民とともに

「子ども」・かがやき戦略

「花*みどり」・やすらぎ戦略

「元気」・いきいき戦略

「安全・安心」・快適戦略

「北区基本計画2005」

未来を拓く
未来につなぐ

I. 経営改革に関する基本的考え方

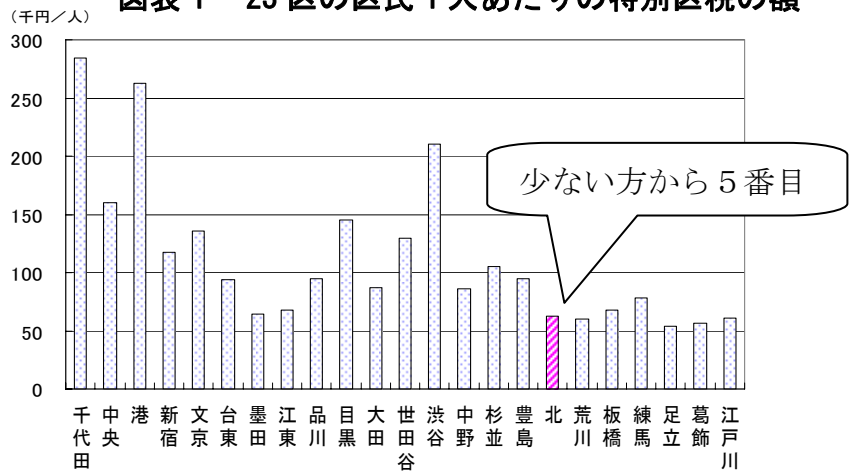
1. 北区の今までの取り組み

(1) 北区は決して裕福な区ではない

区民1人あたりの特別区税額を23区で比較すると、北区は少ない方から5番目です。人口の減少に伴う納税義務者の減少により、歳入に占める特別区税の割合でも、北区は少ない方から3番目です。一方、他区と比較しても一段と少子高齢化が進んでいることもあり、財政力指数※¹（基準財政収入額※²を基準財政需要額※³で除した値の過去3年の平均値）で見ても、北区は指数の小さい方から4番目です。

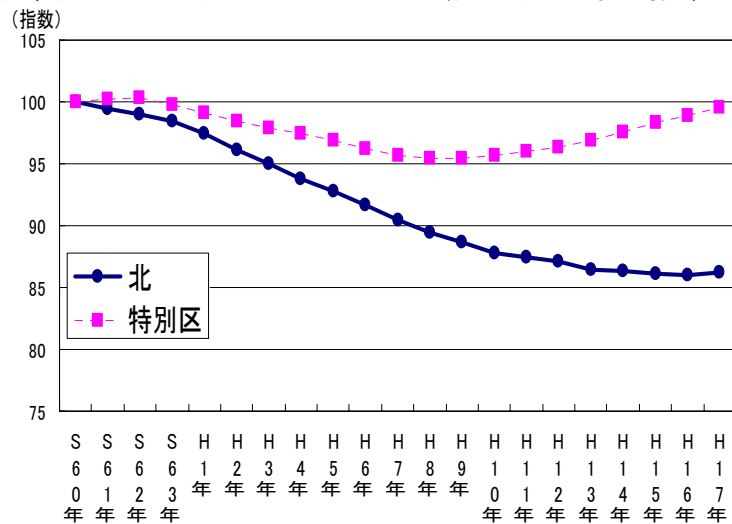
上記のデータは、いずれも平成15年度決算額に

図表1 23区の区民1人あたりの特別区税の額



出典：「特別区決算状況」(平成15年度)

図表2 北区及び23区の人口動向 (S60年=指数100)



出典：「住民基本台帳」(各年1月1日現在)

- 1 地方公共団体の財政力を示す指数（財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされます）。
- 2 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の方法で算定したもの。
- 3 地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額。

よる比較ですが、このような北区の財政力の状況は、過去 20 年間大きな変動はありません。

(2) これまでの北区の行政改革の成果

このような状況のなかで、他区・他都市に引けを取らない区民サービスを実現するため、北区は早くから行政改革に取り組んできました。

北区が取り組んできた行政改革の経過は、図表 3 のとおりです。

職員定数の削減、事務事業の見直し、受益者負担の適正化、組織の見直しなどの行政改革の取り組みの中で、財政面の制約を克服してきた成果として、特別養護老人ホーム 4 か所の整備をはじめ、子ども家庭支援

図表 3 —北区の行政改革の経過—

昭和 60 年 10 月	北区行政改革大綱（昭和 60～62 年度）
平成 7 年 3 月	第二次北区行政改革大綱
平成 7 年 8 月	北区役所活性化計画（平成 7～9 年度）
平成 8 年 5 月	ふるさと北区財政白書創刊
平成 9 年 12 月	北区役所活性化計画（平成 9～11 年度）
平成 11 年 8 月	北区緊急財政対策（平成 12～14 年度）
平成 12 年 8 月	事務事業評価制度全庁展開
平成 12 年 9 月	北区区政改革プラン（平成 13～14 年度）
平成 13 年 6 月	バランスシート作成
平成 14 年 6 月	行政コスト計算書作成
平成 14 年 11 月	北区 PFI 基本指針作成
平成 15 年 4 月	施策評価本格実施
平成 15 年 6 月	キャッシュフロー計算書作成
平成 15 年 9 月	北区外部化ガイドライン Ver.1 作成
平成 16 年 12 月	北区指定管理者制度ガイドライン作成

センター（育ち愛ほっと館）・健康増進センター・飛鳥山博物館・区民センター・富士見橋エコー広場館などの整備、国公有地の取得による公園等の整備、上中里さわやか橋の整備、赤羽駅西口市街地再開発、赤羽駅付近連続立体交差化事業などを実現することができました。

また、子ども医療費助成、イングリッシュサマーキャンプ、屋上緑化費用助成、低公害車導入助成などの先進的な事業をも実施してきました。

2. 北区の重点戦略と内外の環境

(1) 北区の重点戦略

北区はこれまで、「区民とともに」という協働の精神を、区政の全分野に関わる基本姿勢と位置づけるとともに、北区の最大の課題である少子高齢化に積極的に取り組み、魅力あふれる美しいふるさとづくりを進めるべく、「子ども」・かがやき戦略、「元気」・いきいき戦略、「花*みどり」・やすらぎ戦略の3つの重点戦略を推進してきました。

また、平成17年度を初年度とする「北区基本計画2005」では、「安全・安心」・快適戦略にも取り組むこととしています。

(2) 北区の外部環境

社会構造の転換期にある日本において、北区は次のような外部環境の変化に対応していく必要があります。

第一に、「国から地方へ」、「地方でできることは地方に」の理念のもと、地方分権推進委員会※⁴、地方分権改革推進会議※⁵の勧告・意見・報告などにより、地

図表4

——3つの重点戦略プラスワン——

「子ども」・かがやき戦略

- 教育先進都市の実現
- 子育て・ファミリー層の支援

「元気」・いきいき戦略

- 33万人の健康づくり
- 高齢者・障害者福祉の推進
- 産業・文化・まちの活性化

「花*みどり」・やすらぎ戦略

- 花とみどりのまちづくり
- 環境共生都市の実現

「安全・安心」・快適戦略

⁴ 平成7年7月3日に6年間の時限で発足し（存置期間が1年延長）、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針の勧告及び施策の実施状況について内閣総理大臣に意見具申をした機関。

⁵ 平成13年7月3日に3年間の時限で発足し、国と地方公共団体との役割分担、税財源の配分の在り方、地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備その他の地方制度に関するものを調査審議し、内閣総理大臣に意見具申をした機関。

方分権を推進する方向での制度改革が検討されています。三位一体改革※⁶に関する内容と進め方についてはさまざまな意見があり今後の展開は予断を許しませんが、自己責任のもとで北区らしい個性的なまちづくりを総合的に推進することが、大変に重要であると考えられます。

第二に、「国から地方へ」という地方分権は、「都から特別区へ」という地方分権に連動してきます。平成 12 年の特別区制度改革※⁷の際残された都区間の財源配分などに関する検討が、平成 14 年度末に始まりましたが、都区双方の議論は、いまだに基本的な部分で噛み合っていない課題もあり、一部を除き、具体的な内容での検討が進んでいない状態となっています。引き続き、基礎自治体として自主的・自律的な行財政運営が求められています。

第三に、「官から民へ」、「民間でできることは民間に」の理念のもと、総合規制改革会議※⁸、規制改革・民間開放推進会議※⁹の答申などにより、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法、平成 11 年 9 月施行）の制定・指定管理者制度の導入などの規制改革が検討・推進されています。民間活力導入の視点に立って、他都市の動向を踏まえつつ外部化を推進することが不可欠です。

第四に、これからは団塊の世代（昭和 22～24 年生まれ）が就業からの引退過程に入り、地域との関わりを強めるものと想定されます。また、主たる事務所が北区内にある特定非営利活動法人の設立数は、平成 13 年以降倍増しています

⁶ 地方分権の一環として、国と地方の税財政改革を進めること。具体的には、補助金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に進めること。

⁷ 特別区は、地方自治制度上、一般の市とは異なり東京都の内部的団体として位置づけられ、権限も大幅に制限されていました。「地方自治法等の一部を改正する法律」（都区制度改革関連法）が平成 12 年 4 月 1 日に施行され、特別区は基礎的な地方公共団体として法律で明確に位置づけられました。

⁸ 平成 13 年 4 月 1 日に内閣府に設置され、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するとともに、規制改革推進 3 か年計画の実施状況を監視しました（平成 16 年 3 月 31 日廃止）。

⁹ 総合規制改革会議終了以降、規制改革をより一層推進するため、平成 16 年 4 月、内閣府に設置されました。

(平成13年4団体、平成14年8団体、平成15年14団体)。さまざまな区民団体が、社会的に必要な公共サービスの担い手として活躍することは、区民の自助・互助活動の発展、行政の肥大化抑制につながります。NPO・ボランティア団体をはじめとした民間との連携による効果的・効率的な公共サービスの提供の推進が求められます。

第五に、区民が期待する行政改革は、多い順に、「部の統廃合と職員削減」が29%、「区民の申請手続きの簡素化」が27%、「効果の薄れた事業や補助金の廃止・縮小」が26%、「区政情報の積極的公開」が22%という状況です(平成15年2～3月実施の「北区民意識・意向調査」、対象2,000人、有効回収1,382人)。区役所組織のスリム化と透明性の向上などが期待されています。

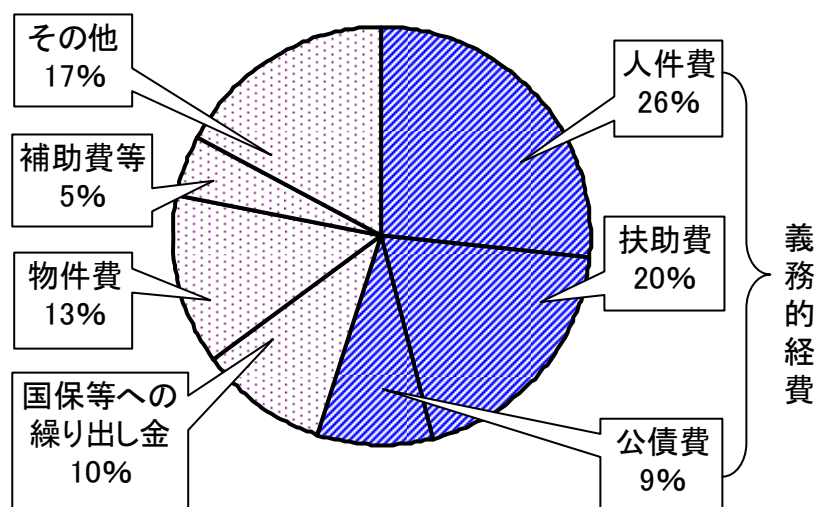
(3) 北区の内部環境

北区は、次のような内部環境の変化にも対応していく必要があります。

第一に、北区財政は、減税による減収や40億円を超える国民健康保険料や特別区民税などの収入未済など、大幅な歳入増が見込めない一方、義務的経費(人件費・扶助費※¹⁰・公債費※¹¹)と保

険・医療会計への繰出金の合計額が一般会計に占める割合が約70%を占めています。これに法定受託事務と継続実施している自治事務の経費を考慮すると、

図表5 性質別歳出割合



出典:「北区行政資料集」(平成14年度普通会計決算額)

¹⁰ 各種の法令(生活保護法・児童福祉法・老人福祉法など)に基づき支給する費用(生活保護費、保育所に対する措置費、児童手当、養護老人ホームへの措置費など)。

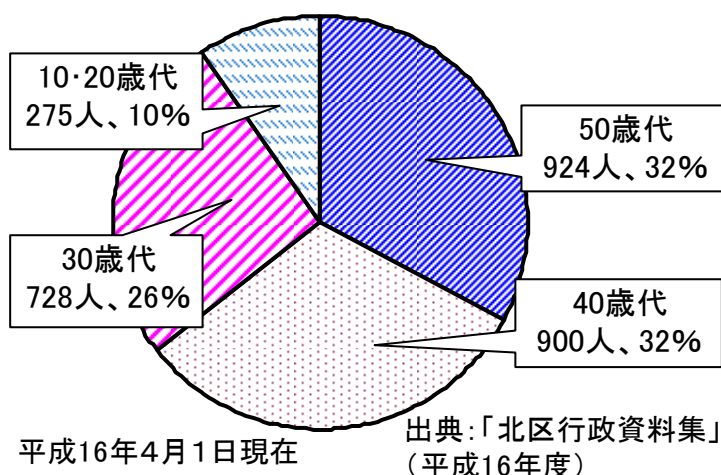
¹¹ 北区が借り入れた特別区債の元金及び利子の償還費。

自由に使える歳出枠はごく一部という状況です。三位一体改革の展開が予断を許さないこともあり、有限な資源を最大限活用することが、切実に求められています。

第二に、北区職員は、今後10年間で正規職員の約3分の1が定年退職を迎える一方、今までの実績では定年退職者の約4分の3が65歳まで再任用職員・再雇用職員として継続勤務するという状況です。退職者と同規模の職員を新たに採用することは、長期にわたる景気低迷をさまざまな努力により乗り切ろうとしている区民感

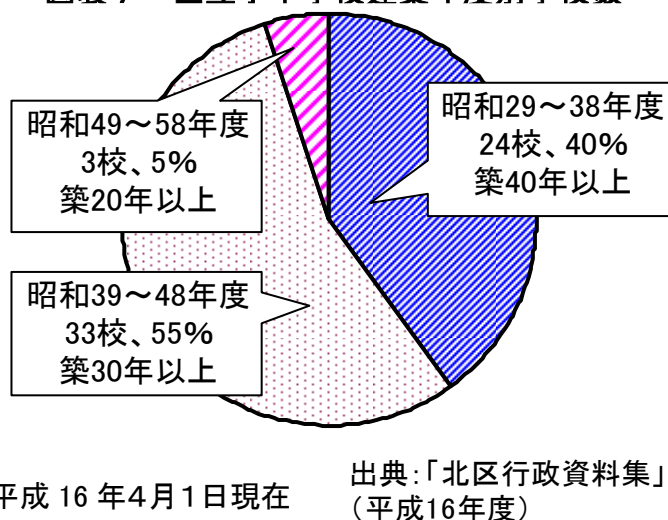
情としても、北区の効率的な経営上も好ましいことではなく、規制改革の動向を踏まえた慎重かつ大胆な外部化が不可欠です。一方、団塊の世代を中心とする職員の大量退職に伴い、退職手当の増加に対する対策が求められます。

図表6 年代別職員構成



第三に、区立の小中学校や保育園など北区の公共施設は、高度経済成長期以降に建築されたものが多く、特に23区の中でも率先して校舎の鉄筋コンクリート化を実現した区立小中学校の場合、築後40年以上(昭和38年度以前に建築)が40%(24校)、築後30年以上(昭和48年度以前に建築)では95%(57校)という状況です。

図表7 区立小中学校建築年度別学校数



1校あたり約30億円を要する学校改築経費等を今後継続的に調達するためには、公共施設の利活用のあり方についてこれまでのような転用という方策に限ることなく、小中学校の適正配置で生まれた学校跡地など遊休地等の売却処分も資源調達の重要な選択肢であるという発想の転換が必要になっていると考えられます。

第四に、職員の間には、仕事の進行管理、庁内における情報共有、簡易迅速な契約・財務手続き、職員の業績評価、専門職の人事異動の範囲、若手職員の異動基準、適時適切な組織再編、事務事業の見直し、区民サービスの向上などについて、さまざまな声があります（平成15年7～8月実施の「課題発掘職員アンケート」、対象2,906人、有効回収855人）。職員の声の内容や背景を検証しつつ、区民満足度とともに職員満足度も高い北区づくりを推進することが重要になっていると考えられます。

3. 経営改革の推進

—————夢と希望の実現に向けて—————

（1）行政改革から経営改革へ

以上に述べた内外の環境の中で、北区は、「北区基本計画2005」を着実に実現するための条件を整備していかなければなりません。

その条件整備とは、当面する「北区基本計画2005」の実現を担保する資源の調達であるとともに、低成長経済下で進行する急速な少子高齢化による公共サービス需要の量的な増加や質的な面での多様化に対応できる持続可能な行財政システムへの改革でなければなりません。

しかし、経済のグローバル化などの動きの中で、先進諸国における右肩上がりの高度経済成長が困難となった現実を踏まえた場合、従来型の行政改革では限界があると考えられます。

縮減型の行政改革は、不要不急の事務事業の休廃止や組織と定数の縮減などの面で一定の成果を上げたものの、外部ノウハウの導入はあまり意識されず、行政成果の向上が十分に担保されないという面がありました。

また、事務事業評価制度※¹²の導入など自己点検型の行政改革は、職員の成果志向への意識改革、自己点検サイクルの確立、成果の数値化などの面で一定の成果を挙げたものの、適切な数値目標を設定するとともに実績を数値情報とし

¹² 事業にどれくらい人やお金を投入したかだけでなく、その事業本来の目的をどのくらい達成できたのか（成果）にも着目し、その達成度を数値化して検証する制度。

て把握する点などに課題があり、それだけでは実効性ある統一的全体的改革につながらないという弱点があります。

したがって、今回の経営改革では、基本構想・基本計画という大方針を実現するために北区のあらゆる経営資源を最適配分するという視点から、区民・区議会の協力を得つつ職員が一丸となって、区民との協働の推進、民間ノウハウの活用、職員の衆知の結集、そして資源の重点配分などを推進していきます。

(2) 経営改革の方向性

① 区民とともに

区政の基本姿勢「区民とともに」は、北区の経営改革においても追求すべき課題です。

区民の代表機関である区議会で議決された「北区基本構想」では「区民自治の実現」を理念のひとつに定め、「北区のまちづくりの主役は、区民」としています。

また、「区民と区の協働によるまちづくりの推進」を区政運営の第一の課題に掲げ、区民参画の推進、わかりやすく開かれた区政の推進、責任ある協働の推進などを進めることとしています。

区民にはもともと、区民代表（長と議会）を選出する主権者としての顔、行政サービスを受ける需要者（顧客）としての顔があります。これに加えて、協働の担い手として施策の立案やサービスの提供に直接関わる供給者としての顔を持つ区民が増加することは、需要者に近い立場でサービスが提供される効果



「区民ボランティアによる 古民家の茅葺き作業」

も含め、区政全体の活性化につながると期待されます。

区民の視点を共有し、基礎自治体だからこそ可能な総合行政により、区民と北区の協働による北区らしい個性的なまちづくりを着実に進めるために、今回の経営改革では、区民との協働による計画の策定、事業の実施を推進します。

また、区民自治の拡充のためには情報公開・情報提供の徹底が必要であるという観点から、区民からの請求に基づく情報公開や政策決定後の周知だけではなく、政策決定過程に係る情報を積極的に提供し、区民が区政に参加して相互に情報を提供しあう情報共有、双方向の対話などをより一層推進します。

その際は、区民が求めている情報をわかりやすく提供するため、対象を意識し、情報の加工や発信方法の工夫に努めるものとします。

② 外部化を基軸とした事務事業の見直し

「北区基本構想」では、「計画的・効率的な行財政運営の推進」を区政運営の第二の課題に掲げ、効率的な公共サービスの提供策として、行政の情報化、区民にとって便利で効率的なサービス提供体制の整備、民間事業者・区民との役割分担、積極的な民間活力の活用などを進めることとしています。

このたびの検討は「北区基本計画 2005」（平成 17～26 年度）の策定が一つの契機となっており、計画事業の実現を担保するための資源調達が経営改革の大きな目標です。

そこで、今回の経営改革では、規制改革という外部環境と職員の大量退職という内部環境を結合して、官民双方のノウハウ・専門性を最大限活かし、お互いにとってのメリットの拡大につながる外部化を、慎重かつ大胆に推進することを基軸とします。

また、区民満足度の重視、外郭団体の自立化促進、電子区役所の推進などに取り組むことにします。

なお、外部化がいつでも最善の選択とは限りません。

個人情報情報の漏洩、突発事故の発生などに対する責任の所在、従来従事してきた職員の処遇と志気の低下などの短期的課題だけではなく、職員が培ってきたノウハウの喪失、委託先の長期固定化に伴う不適正な委託料の支払いや委託先の突然の撤退など中長期的な課題にも十分留意しながら、区民サービスの向上、民間ノウハウの活用、サービス供給方法の効率化などを総合的に勘案して、外部化の是非を決定することが必要です。

また、外部化の推進に際しても、委託先の決定や委託後の成果検証等のため適切な成果指標の設定に努め、関係者の理解と協力を求めながら推進することが大切です。

③ 適正な資源管理と行財政システム改革

「北区基本構想」の「計画的・効率的な行財政運営の推進」では、健全な財政運営、簡素で機能的な組織・機構の実現、職員の資質の向上、公共施設の計画的な整備と有効活用を推進することとしています。

このたびの経営改革は、長期的な視点で言えば、持続可能な行財政システムの構築を大きな目標としています。

そこで、今回の経営改革では、歳入確保、受益と負担の適正化、遊休地等の利活用・処分、戦略レベルの集権化と運営レベルの分権化、職員の意識改革と人材育成、組織の統合、区役所の組織風土改革などに取り組むことにします。

特に、低成長経済下における急速な少子高齢化による公共サービス需要の増加や多様化に対応できる持続可能な行財政システムを構築するためには、区役所組織の効率性を高め社会情勢の変化に合わせて適時柔軟に再編するとともに、職員の能力と組織の生産性を向上することが不可欠です。

職員が地域経営という視点から担当分野における専門性を向上させるとともに、区民との協働により地域の課題を解決していける柔軟性、さらには適切な外部化と進行管理を行う能力を高めることが求められます。

したがって、職員が絶えず創意工夫を行い常に改革に挑戦し続ける動機付け、働きがいのある組織風土づくりにより職員の満足度を向上し、その結果として、区民に対するサービスが改善され区民満足度も向上する、そういう好循環を創り出すことが大変に重要です。

(3) 対象期間

「北区経営改革プラン」の対象期間は、平成 17～21 年度（北区基本計画 2005 の前期）とします。

「北区基本計画 2005」の実現をバックアップする経営改革という位置づけから、長期的な見通しを踏まえつつ、当面、前期 5 年間を対象としたプランとします。



「防犯パトロール」

(4) 経営改革による削減見込額

「北区経営改革プラン」により生み出される削減見込額は、以下のとおりです。

算定の前提条件

- ・「北区基本計画 2005」で計上してある事業費は算入していません。
- ・システム開発や、基本計画事業などに要する人件費は算入していません。
- ・正規職員の人件費は平成 15 年度決算に基づく平均額です。
- ・受益者の負担する額を特定財源として事業費に充当している場合は、相殺後の金額を計上してあります。

図表 8 部（局）別削減見込額（累計）

単位：百万円

	合計	歳出削減額		歳入 増加額※ ¹³
		人件費削減額 ※ ¹⁴	事業費削減額 ※ ¹⁵	
	A=B+C+D	B	C	D
合計	4,747	11,490	△ 7,158	415
政策経営部	5	0	0	5
総務部	18	106	△ 88	0
地域振興部	347	97	742	△ 492
区民部	727	829	△ 648	546
生活環境部	433	749	△ 316	0
健康福祉部	486	1,528	△ 1,403	361
北区保健所	34	50	△ 11	△ 5
子ども家庭部	1,768	5,028	△ 3,260	0
まちづくり部	△ 19	256	△ 275	0
収入役室	0	0	0	0
教育委員会事務局	948	2,847	△ 1,899	0
監査事務局	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
区議会事務局	0	0	0	0

¹³ 歳入に係る増加見込額

¹⁴ 正規職員・再任用職員・再雇用職員の削減見込額

¹⁵ 事業費・非常勤職員・臨時職員の削減見込額

図表 9 年度別削減見込額（累計）

単位：百万円

	合計	歳出削減額		歳入 増加額
		人件費削減額	事業費削減額	
	A=B+C+D	B	C	D
合計	4,747	11,490	△ 7,158	415
平成 17 年度	108	429	△ 382	61
平成 18 年度	652	1,335	△ 765	82
平成 19 年度	915	2,388	△ 1,561	88
平成 20 年度	1,461	3,438	△ 2,071	94
平成 21 年度	1,611	3,900	△ 2,379	90

図表 10 年度別削減見込額（各年度新たに発生する削減見込額）

単位：百万円

	合計	歳出削減額		歳入 増加額
		人件費削減額	事業費削減額	
	A=B+C+D	B	C	D
合計	1,611	3,900	△ 2,379	90
平成 17 年度	108	429	△ 382	61
平成 18 年度	544	906	△ 383	21
平成 19 年度	263	1,053	△ 796	6
平成 20 年度	546	1,050	△ 510	6
平成 21 年度	150	462	△ 308	△ 4

「古代蓮」



Ⅱ. 経営改革の年度別計画

表の見方

小見出しや表中末尾の「3-1」は、再掲箇所あるいは初出箇所です。なお、再掲箇所では、初出箇所のみを示してあります。

経営改革本部に設置した6部会で検討した項目については、所管の欄に部会名も示してあります。平成17年4月組織改正による新組織名で示してあります。

2-1 仕事の進め方を見直す

(1) 区民満足度アンケートの実施 2-1(1)

(2) 業務の外部委託の推進

項目	2-3(2)②保健所の検査業務				所管	北区保健所保健予防課・【〇〇部会】
内容	保健所の検査業務の一部を、外部委託します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					委託	
指標（目標値）	外部委託検査項目数÷平成16年度における検査項目数×100 (△△%)					
削減見込額	6百万円／年					

削減が見込める項目は、平成16年度と比較した場合の最終的な削減見込額、または、複数の施設の外部化に関する平均的な削減見込額を掲載してあります。削減見込額は、四捨五入により百万円単位の概数として示してあります。

適切な指標の設定が可能な項目は、指標を掲載してあります。さらに、目標値を設定できるものはカッコ書きで示してあります。

経営改革の年度別計画 体系図

1. 区民とともに…P16

- 1-1 わかりやすく開かれた区政を推進する
- 1-2 区民の参画機会を拡大する
- 1-3 協働を具体的に推進する
- 1-4 区民の自主的活動を後押しするしくみを創る
- 1-5 区民の目線で改善を進める

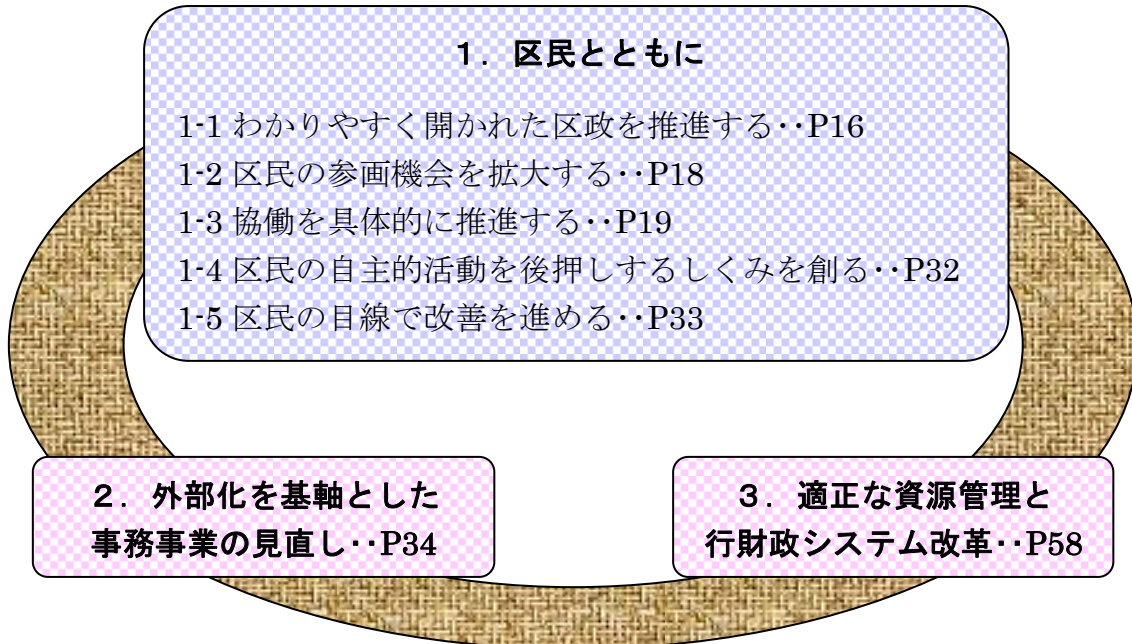
2. 外部化を基軸とした 事務事業の見直し…P34

- 2-1 窓口サービスを改善する
- 2-2 役割分担を見直す
- 2-3 仕事の進め方を見直す
- 2-4 公共工事のコストを縮減する
- 2-5 外郭団体の役割を検証し、効率化を促進する
- 2-6 電子区役所を推進する
- 2-7 区役所の庶務事務を改善する

3. 適正な資源管理と 行財政システム改革…P58

- 3-1 財源確保に努める
- 3-2 受益と負担を適正化する
- 3-3 公有財産の適正管理、公共施設の適正配置を進める
- 3-4 トップマネジメント補佐機能を強化する
- 3-5 区役所の各部の自立性を高める
- 3-6 職員の意識改革と人材育成を進める
- 3-7 区役所の組織を改革する
- 3-8 組織風土を改革する

1. 区民とともに



1-1 わかりやすく開かれた区政を推進する

(1) 多様な媒体を活用した施策形成関連情報の積極的な公開

項目	1-1(1)①多様な媒体を活用した施策形成関連情報の公開		所管	政策経営部広報課・各部・【協働推進部会】		
内容	区民が自主的に区政の方向を検討できるように、北区ニュース・ケーブルテレビ・ホームページ・報道機関など、多様な媒体を活用して施策形成関連情報を積極的に公開します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	ホームページのリニューアル準備	ホームページのリニューアル			→	
	区民の声を北区ニュースへ掲載				→	
	ケーブルテレビの北区広報番組の内容充実				→	
指標（目標値）	施策関連情報を提供している媒体数					

(2) 施策形成関連情報の一元的なホームページへの掲載

項目	1-1(2)①施策形成関連情報を一元的にホームページへ掲載				所管	政策経営部企画課・ 区民部区民情報課・各部
内容	区民が区政の実績などを検証できるように、行政資料集や指定統計などの統計・実績情報を、ホームページに掲載します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	ホームページに掲載					→
指標（目標値）	ホームページに掲載する統計・実績情報数					

(3) 財務諸表の、よりわかりやすい公開

項目	1-1(3)①財務諸表の公開				所管	政策経営部財政課
内容	財務情報の公開及びIR※ ¹⁶ などへの対応として、バランスシート※ ¹⁷ ・行政コスト計算書※ ¹⁸ ・キャッシュフロー計算書※ ¹⁹ などの財務諸表を、引き続きわかりやすく公開します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	財務諸表を作成・公開					→

16 IR（Investor Relations）投資家に対する広報活動。

17 将来の行政サービスの基になる資産と年度末の将来負担の対比表。

18 当年度の行政サービス提供にかかったコストと収入の対比表。

19 当年度の歳入歳出を活動別に分類した一覧表。

1-2 区民の参画機会を拡大する

(1) 双方向の意見交換を推進

項目	1-2(1)①双方向の意見交換				所管	政策経営部広報課
内容	区長が地域住民の声を直接聞くまちかどトークを、より多くの区民が参加するような工夫を加えながら、主要な課題について実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	まちかどトーク実施				→	
指標（目標値）	まちかどトーク実施回数（7回／年）					

(2) パブリックコメント※²⁰の導入

項目	1-2(2)①パブリックコメント				所管	政策経営部広報課・各部・ 【協働推進部会】
内容	区民生活に大きな影響を与える施策の立案などを行う際に、多様な区民の意見を反映させる手続きとして、パブリックコメントを導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	実施				→	
指標（目標値）	パブリックコメントの実施回数、区民意見件数					

²⁰ 区民生活に広く影響を及ぼす区の基本的な施策の策定の過程において、その施策の案と施策の案の資料を区民に公表し、それに対して区民から提出された意見に対する区の考え方を公表する手続き（区民意見公募手続）。

(3) 自治基本条例※²¹・区民参画条例の制定検討

項目	1-2(3)①自治基本条例・区民参画条例の制定検討		所管	政策経営部企画課	
内容	自治体のまちづくりの基本理念や、施策形成活動への区民参加ルールなどを定める条例制定を検討します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討				→

1-3 協働を具体的に推進する

(1) 協働による計画の策定

項目	1-3(1)①審議会への公募委員の登用		所管	各部	
内容	各種審議会に区民各界の代表の参加を求めるとともに、審議会委員の公募を行い、多様な区民の意見を反映した検討を行います。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	公募委員の選出				→
指標（目標値）	$\frac{\text{公募委員のいる審議会数}}{\text{審議会数}} \times 100$ $\frac{\text{公募委員数}}{\text{審議会委員数}} \times 100$				

²¹ 自治体運営の基本理念・基本原則、住民の権利、長・職員の責務、議会の責務、住民参加の方法などを盛り込んだ「自治体の憲法」とも言える条例。

項目	1-3(1)②食品衛生監視指導計画※ ²²				所管	北区保健所生活衛生課
内容	食品衛生講習会に参加した食品事業者・消費者と意見交換を行い、食品衛生監視指導計画を策定します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	食品衛生監視指導計画策定				→	
指標（目標値）	意見交換会実施回数（80回／年）					

項目	1-3(1)③道路整備計画				所管	まちづくり部工事課
内容	幹線区道などを新設・拡幅する道路整備計画は、地域住民を主体としたワークショップ※ ²³ などにより、区民の意見を反映して策定します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	道路整備計画策定				→	
指標（目標値）	ワークショップを行い策定する計画数÷計画数×100（100%）					

²² 「工場など食品の生産からスーパー等の流通・販売までの食中毒発生防止、不良食品の排除を目的とした、食品取り扱い施設の監視指導」およびそれを遂行するための「国や関係自治体等との連携」を定めた保健所の年度計画。

²³ 従来の会議形式や講座形式による方式ではなく、参加者全員によるグループ討議により、提案をまとめていく手法。

項目	1-3(1)④防災公園の公園・緑地整備計画				所管	まちづくり部工事課
内容	東京外国語大学跡地に導入する防災公園の公園・緑地整備計画は、地域住民を主体としたワークショップなどにより、区民の意見を反映して策定します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	公園・緑地整備計画策定					
指標（目標値）	ワークショップ実施回数（6回）					

項目	1-3(1)⑤公園再整備計画の策定と協働管理				所管	まちづくり部道路公園課
内容	公園再整備計画は、地域住民を主体としたワークショップなどにより、区民の意見を反映して策定します。また、再整備をした公園をまちなかのお花畑として、地域住民と協働して管理します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	公園再整備計画策定				→	
指標（目標値）	ワークショップを行い策定する計画数÷計画数×100（100%）					

(2) 協働による事業の実施

項目	1-3(2)①NPO・ボランティア講座の実施				所管	地域振興部地域振興課
内容	NPO・ボランティア活動の促進を図るため、NPO・ボランティアに関する体系的な講座を、NPO との協働により実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	実施				→	
指標（目標値）	協働で実施する講座数（12回／年）					

項目	1-3(2)②コミュニティビジネス※ ²⁴ の支援				所管	地域振興部産業振興課
内容	地域の人材・施設・資金などを活かして、地域の課題を区民が主体的に解決するコミュニティビジネスを支援するために、セミナーなどを実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	支援				→	
指標（目標値）	セミナー参加者数（120人／5年）					

²⁴ 地域貢献型事業。

項目	1-3(2)③商店街空き店舗の活用				所管	地域振興部産業振興課
内容	商店街を活性化するため、商店街・NPO・区民などが連携しながら、商店街の空き店舗を効果的に活用することを支援します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	支援				→	
指標（目標値）	支援する店舗数（3店／年）					

項目	1-3(2)④福祉用具や環境に優しい商品のアンテナショップ※ ²⁵				所管	地域振興部産業振興課
内容	福祉・環境などについての技術やノウハウを持つ区内企業と連携し、福祉用具や環境に優しい商品のアンテナショップの開設を支援します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
			アンテナショップ 開設			
指標（目標値）	アンテナショップ開設数（1店／5年）					

²⁵ 新商品を紹介する展示場。

項目	1-3(2)⑤新産業分野の研究・開拓		所管	地域振興部産業振興課		
内容	区内企業や研究機関と連携し、福祉・情報・環境の新産業分野を研究・開拓します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	研究・開拓	→				
指標（目標値）	研究・開拓分野数（3分野／2年）					

項目	1-3(2)⑥自然環境調査		所管	生活環境部環境課		
内容	区内の植物・野鳥などの生息状況などに関する自然環境調査を、区民との協働により実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	植物調査実施	植物調査の冊子発行 野鳥調査実施	野鳥調査の冊子発行 昆虫・小動物調査実施	昆虫・小動物調査の冊子発行		
指標（目標値）	協働で実施する自然環境調査数（3調査／5年）					



「自然環境調査」



項目	1-3(2)⑦健康づくり事業				所管	健康福祉部健康いきがい課
内容	生活習慣病などを予防して健康寿命を伸ばすため、健康づくり事業を、さくら体操指導員・楽しい食の推進員など区民との協働により実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	実施 →					
指標（目標値）	楽しい食の推進員による食育講座実施数 さくら体操指導員数					

項目	1-3(2)⑧33万人の健康づくり大作戦のイベント				所管	健康福祉部健康いきがい課
内容	33万人の健康づくり大作戦のイベント（健康フェスティバル・ウォーキング大会など）を区民主体で実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	健康フェスティバルを区民主体型に一部移行	区民主体の健康フェスティバルを実施	地域やグループによる健康づくり事業の実施	→		
指標（目標値）	区民主体で実施する健康づくりイベント数					
削減見込額	14百万円／年					



「桜ウォーク」

項目	1-3(2)⑨高齢者ふれあい会食事業		所管	健康福祉部健康いきがい課	
内容	区民との協働により実施している高齢者ふれあい会食事業を、引き続き拡大します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	会食会場 2か所拡大				→
指標（目標値）	会食会場拡大か所数（2か所／年）				
削減見込額	△2百万円／年・所				

項目	1-3(2)⑩学びをキーワードにしたまちづくりと地域活性化をめざしたワークショップや講座の実施		所管	教育委員会教育改革担当課長	
内容	閉校した北園小学校を拠点に、区民や大学と協働で北園☆学びのまちづくり委員会を組織して、学びをキーワードにしたまちづくりと地域活性化をめざして、ワークショップや講座を実施します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	住民の学習活動支援事業実施				→
	まちづくり活動広報事業実施				→
		まちづくりフェスティバル開催事業実施			→
指標（目標値）	住民の学習活動支援事業数（4事業／年） まちづくり活動広報事業数（1事業／年） まちづくりフェスティバル開催事業数（1事業／年）				

項目	1-3(2)⑪こども文化村				所管	地域振興部地域振興課・文化施策担当課長
内容	身近な場所で、小中学生が本物の芸術や文化を体験・習得できる機会を、公募した区民ボランティアとの協働により、こども文化教室として提供します。なお、3か所以上のこども文化教室を1か所にまとめ、こども文化村とします。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	こども文化教室開催				→	
				こども文化村	→	
指標（目標値）	こども文化村実施か所数（2か所／5年）					

項目	1-3(2)⑫北区版総合型地域スポーツクラブ				所管	教育委員会事務局体育課
内容	子どもから大人まで参加が可能な北区版総合型地域スポーツクラブの設立に向け、担い手を育成します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	担い手を育成				→	
指標（目標値）	北区版総合型地域スポーツクラブ設立数（1クラブ／5年）					

(3) 協働による施設などの運営

項目	1-3(3)①ふれあい館		所管	地域振興部地域振興課		
内容	<p>ア. 地域住民を中心とした自主管理委員会に管理運営を委託しているふれあい館の管理運営に、指定管理者制度※²⁶を導入します。</p> <p>イ. 区が管理運営を実施している単独施設のふれあい館に、自主管理委員会による指定管理者制度などを導入します。</p>					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討 条例改正 指定管理者の議決	ア. 導入(6館) イ. 導入(4館)				
削減見込額	2百万円/年・館 (7百万円/4館)					

項目	1-3(3)②上中里コミュニティ会館		所管	地域振興部地域振興課		
内容	地域住民を中心とした自主管理委員会に管理運営を委託している上中里コミュニティ会館の管理運営に、指定管理者制度を導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討 条例改正 指定管理者の議決	導入				

²⁶ 公の施設の管理運営は、公的な団体にのみ委託（管理委託制度）が可能であったが、平成15年6月の地方自治法の改正により、民間の団体にも管理運営を代行させる（指定管理者制度）とともに、使用の許可の代行も可能になった。

項目	1-3(3)③NPO・ボランティアぷらざ		所管	地域振興部地域振興課		
内容	NPO・ボランティアぷらざの管理運営を、指定管理者制度により、NPO・区民ボランティア団体などへ移行します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	一部委託 検討 条例改正 指定管理者の議決	移行				
削減見込額	10 百万円／年					

項目	1-3(3)④エコ広場館		所管	生活環境部リサイクル清掃課		
内容	区民ボランティア団体に管理運営を委託しているリサイクル活動の拠点施設（エコ広場館）に、指定管理者制度を導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討 条例改正 指定管理者の議決	導入 （3館）	（開設）			
削減見込額	2 百万円／年・館（5 百万円／3館）					

項目	1-3(3)⑤自然ふれあい情報館		所管	生活環境部環境課		
内容	自然ふれあい情報館の管理運営を、指定管理者制度などにより、NPO・区民ボランティア団体などへ移行します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	条例制定 指定管理者の議決	移行			
削減見込額	8 百万円／年					

項目	1-3(3)⑥男女共同参画センター		所管	子ども家庭部 男女共同参画推進課	
内容	男女共同参画センター（スペースゆう）は、区民の自主的な活動を促進し、自主的団体への事業委託を拡大します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	自主運営団体の育成	→	自主運営団体への一部事業委託	→	自主運営団体への事業委託拡大
削減見込額	3百万円/年				

項目	1-3(3)⑦地域の公園や道路・駅前広場など		所管	生活環境部環境課・まちづくり部道路公園課	
内容	地域の公園や道路・駅前広場などを、美化ボランティア制度により区民と協働で、季節感あふれる草花を育て管理します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	駅前広場 (1か所着手) (4か所継続)	駅前広場 (1か所着手) (5か所継続)	駅前広場 (6か所継続)	→	→
	道路 (3か所継続)	道路 (1か所着手) (3か所継続)	道路 (4か所継続)	→	→
	公園 (3か所着手) (3か所継続)	公園 (3か所着手) (6か所継続)	公園 (9か所継続)	→	→
	公共施設推進				→

項目	1-3(3)⑧ふるさと農家体験館				所管	教育委員会事務局 生涯学習推進課
内容	移築したふるさと農家体験館は、(仮称) ふるさと農家体験館運営協議会などに管理・運営を外部委託します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	(開設)		外部委託			

(4) 協働によるまちづくり

項目	1-3(4)①良好なまちなみの保全・創出				所管	まちづくり部 まちづくり推進課
内容	景観形成地区の指定を行い、地区住民の主体的な取り組みによる良好なまちなみの保全・創出を支援します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	景観形成地区指定					

項目	1-3(4)②木造住宅密集市街地のまちづくり			所管	まちづくり部まちづくり推進課・ 十条まちづくり担当課長	
内容	木造住宅密集市街地において、地区住民との協働により、道路拡幅、公園整備、建替促進などの都市基盤整備を進めるとともに、まちづくりのための活動を支援します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	道路拡幅実施				→	
	建替促進 (1棟)		広場整備		→	
指標(目標値)	不燃領域率(40%)					

1-4 区民の自主的活動を後押しするしくみを創る

項目	1-4①協働推進員の設置				所管	地域振興部地域振興課・ 【協働推進部会】
内容	各課に協働推進員を設置し、職員の協働についての意識改革と情報の共有化を推進するための体制を整備し、研修を実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	研修実施					→
指標（目標値）	協働推進員数÷所管課数×100（100%）					

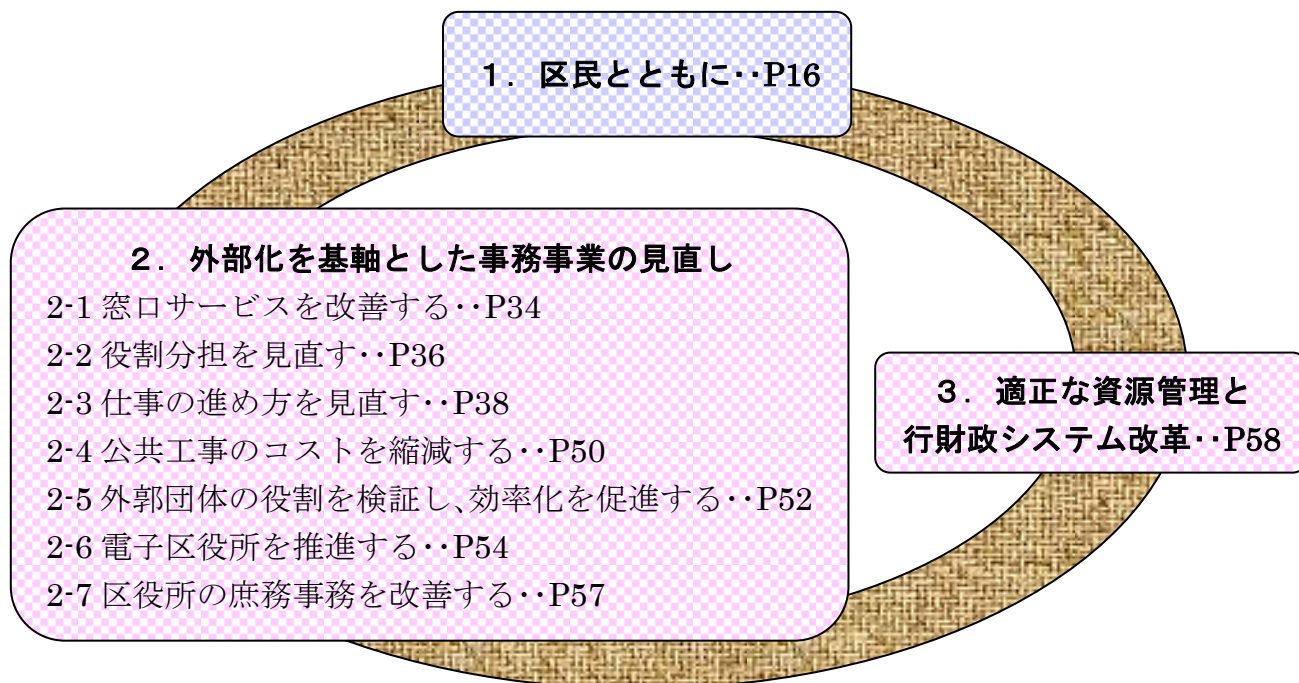
項目	1-4②協働のルールづくり				所管	地域振興部地域振興課・ 【協働推進部会】
内容	NPO・ボランティア活動促進指針に基づき、区民・NPOなどの団体の自主性が発揮される協働のルールづくりを行います。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	策定				

項目	1-4③NPO・ボランティア活動促進指針を具体化する事業の試行				所管	地域振興部地域振興課・ 【協働推進部会】
内容	NPO・ボランティア活動促進指針を具体化する事業を試行します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	試行	実施				→

1-5 区民の目線で改善を進める

項目	1-5①クレーム情報データベース 3-8(1)				所管	政策経営部広報課・ 区民部区民情報課・各部・ 【協働推進部会】
内容	区民などからの区政への苦情などに対する迅速対応と、クレーム情報の活用を推進するため、ITを活用してクレーム情報を集積するデータベースを構築します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	試行	稼働			

2. 外部化を基軸とした事務事業の見直し



2-1 窓口サービスを改善する

(1) 区民満足度アンケートの実施 2-3(1)、3-8(1)

項目	2-1(1)①区民満足度アンケート		所管	各部		
内容	窓口サービスや施設サービスにおいて、区民満足度の高いサービス提供と 接遇改善を図るため、課題の発見や問題の解決を目的としたアンケート を、定期的実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	項目・評価 方法の検討 アンケート 実施	アンケート 実施 分析・評価・ 改善			→	
指標（目標値）	区民満足度アンケート実施課数、改善項目数					

(2) 電子申請※²⁷・電子届出システムの導入 2-6(3)

項目	2-1(2)①電子申請・電子届出				所管	区民部区民情報課・各所管課・ 【庶務事務改善部会】
内容	業務そのものの簡素・効率化を図りながら、北区が構成員になっている東京電子自治体共同運営協議会※ ²⁸ が開発している電子申請システムを導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	稼働 (順次対象 業務を拡大)				→	
指標(目標値)	電子申請に移行済みの事務数÷電子申請に移行可能な事務数 ×100(100%)					

(3) マルチペイメントの導入 2-6(5)

項目	2-1(3)①マルチペイメント				所管	区民部区民情報課・収入役室・ 各所管課
内容	区民の利便性の向上と収納事務の効率化を図るために、ATM※ ²⁹ ・電話・パソコン等を利用して、いつでも、どこでも公金の納付ができるマルチペイメントネットワークシステムを導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	調査・検討	システム開発	システム 開発・試行	システム 本稼働		

²⁷ 区役所への申請や届出などを、インターネットを通じパソコンで行うこと。

²⁸ 東京都及び都内区市町村が平成16年2月に設立した団体。共同して電子申請・電子調達の開発・運営等に取り組み電子自治体を実現することにより、住民に対する行政サービスの向上と行政運営の高度化、効率化を図ることを目的とする。北区は設立時から加入。参加団体は、平成16年8月現在都内63団体中55団体(都・23特別区を含む)。

²⁹ 現金自動預け払い機。

(4) 特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入 3-1(4)

項目	2-1(4)①コンビニ収納		所管	区民部区民情報課・税務課・ 国保年金課・子ども家庭部保育課・ まちづくり部住宅課・収入役室・ 【歳入確保部会】	
内容	特別区民税・国民健康保険料・介護保険料・保育料・区営住宅使用料などの納付を、コンビニで行えるようにします。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	国民健康保険料に導入	区営住宅等使用料に導入を検討	特別区民税に導入 保育料に導入		
指標(目標値)	コンビニ収納を利用できる歳入種類数、 コンビニ収納による収納額				
削減見込額	△11百万円/年・収納(△32百万円/3収納)				

2-2 役割分担を見直す

(1) 各種団体助成の妥当性の検証

項目	2-2(1)①各種団体助成		所管	政策経営部財政課・各部	
内容	補助金支出の妥当性・継続の必要性について、透明性や公平性が確保され、広く区民に認知されるような検証のしくみを検討します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	適宜見直し				→

(2) 区民保養所はこね荘の民営化

項目	2-2(2)①区民保養所はこね荘		所管	地域振興部地域振興課	
内容	はこね荘は、売却方式も含め民営化を検討・実施します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	民間業者の選定 条例廃止	民営化			
削減見込額	70 百万円／年				

(3) 区民による資源ごみの集団回収の拡充

項目	2-2(3)①資源ごみの集団回収		所管	生活環境部リサイクル清掃課	
内容	区民による資源ごみの集団回収を段階的に拡充し、行政による資源回収を縮小します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	実態調査 実施	モデル実施	集団回収拡充	→	
指標（目標値）	平成 21 年度の区民による集団回収量 ÷平成 16 年度の区民による集団回収量×100（170%）				
削減見込額	集団回収拡充分 △9 百万円／年				

(4) 民間と競合する講座事業の廃止

項目	2-2(4)①講座事業のあり方見直し				所管	教育委員会事務局 生涯学習推進課
内容	民間と競合する講座事業を原則として廃止します。なお、講座終了後のサークルづくりや、区民の利便性などに配慮します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	データベース構築	一斉見直し	適宜見直し	→		
削減見込額	2百万円/年					

2-3 仕事の進め方を見直す

(1) 区民満足度アンケートの実施 2-1(1)

(2) 業務の外部委託の推進

項目	2-3(2)①消費生活センター				所管	生活環境部リサイクル清掃課
内容	相談業務の充実を図るとともに、消費生活センターの事業運営の一部を、消費者団体などへ外部委託します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	委託				
削減見込額	9百万円/年					

項目	2-3(2)②保健所の検査業務				所管	北区保健所保健予防課
内容	保健所の検査業務の一部を、外部委託します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	一部委託				一部委託	
指標（目標値）	外部委託検査項目数÷平成16年度における検査項目数×100					
削減見込額	6百万円／年					

項目	2-3(2)③保育園の調理業務・用務業務				所管	子ども家庭部保育課
内容	保育園における調理業務・用務業務を、外部委託します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	委託（2園）	委託（9園）	委託（7園）	委託（8園）		
削減見込額	10百万円／年・園（268百万円／26園）					

項目	2-3(2)④図書館の窓口業務など				所管	教育委員会事務局中央図書館
内容	図書館における窓口業務などを、外部委託します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	委託（6館）	委託（6館）	委託（3館）			
削減見込額	7百万円／年・館（地区図書館）（114百万円／15館）					

項目	2-3(2)⑤学校体育施設に関する窓口業務		所管	教育委員会事務局体育課	
内容	学校体育施設（体育館・校庭）の予約・貸出・使用料収納などの事務を既存の予約システムに取り込み、窓口業務を外部委託します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	委託				
削減見込額	△0.1 百万円／年				

項目	2-3(2)⑥庁舎・車両管理業務		所管	総務部総務課	
内容	庁舎における時間外警備業務、電気設備・空調設備などの運転監視業務、用務業務及び自動車運転業務を、外部委託します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	一部委託	委託拡大		→	
削減見込額	7 百万円／年				

項目	2-3(2)⑦給与事務		所管	総務部職員課	
内容	給与事務について、外部委託など事務改善を行います。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討	※実施の場合は詳細検討	(事務改善)		

項目	2-3(2)⑧福利厚生事務			所管	総務部職員課
内容	福利厚生事務について、特別区職員互助組合との役割分担の見直しなどを踏まえ、外部委託など事務改善を行います。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討	※実施の場合は詳細検討	(事務改善)		

項目	2-3(2)⑨大型汎用コンピュータの電算システム			所管	区民部区民情報課
内容	大型汎用コンピュータの電算システムの開発・改造・運用を、外部委託します。なお、システム開発のコストを抑制するため、事務処理上の北区特例を極力排除し、ソフトウェアはパッケージをできるだけ改造せずに使用します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	一部委託	委託拡大 →			
指標（目標値）	外部化する業務（開発・改造・運用業務）				
削減見込額	4百万円／年				

(3) 管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度などを導入

項目	2-3(3)①高齢者施設		所管	健康福祉部健康福祉課・健康いきがい課・福祉サービス課		
内容	高齢者施設の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。 特別養護老人ホーム（4か所）、在宅介護支援センター（4か所）、居宅介護支援事業所（4か所）、高齢者在宅サービスセンター（8か所）、老人いこいの家（2か所）、授産場（2か所）、デイホーム（2か所）					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討 条例改正 指定管理者の議決	導入				

項目	2-3(3)②母子生活支援施設		所管	健康福祉部生活福祉課		
内容	母子生活支援施設（浮間ハイマート）の管理運営について、指定管理者制度を導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討 条例改正 指定管理者の議決	導入				

項目	2-3(3)③障害者施設		所管	健康福祉部障害者福祉センター	
内容	障害者施設の管理運営について、指定管理者制度を導入します。 知的障害者通所授産施設（赤羽西福祉作業所・たばた福祉作業所） 心身障害者通所訓練施設（赤羽西福祉工房・昭和町福祉工房） 知的障害者生活寮（神谷ホーム）				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討 条例改正 指定管理者の議決	導入			

項目	2-3(3)④保育園（東十条保育園）		所管	子ども家庭部保育課	
内容	保育園（東十条保育園）の管理運営について、指定管理者制度を導入します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討 条例改正 指定管理者の議決	導入			

項目	2-3(3)⑤有料自転車駐車場		所管	まちづくり部交通担当課長	
内容	有料自転車駐車場の管理運営について、指定管理者制度を導入します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討 条例改正 指定管理者の議決	導入			

(4) 直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施

項目	2-3(4)①区民斎場				所管	地域振興部地域振興課
内容	区民斎場の管理運営について、指定管理者制度などの導入を第2葬祭センターの建設に合わせ検討します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討					→

項目	2-3(4)②北とぴあ				所管	地域振興部北とぴあ管理課
内容	北とぴあで実施する文化事業のあり方と施設の管理運営について、指定管理者制度などの導入を含めた外部委託などを検討・実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	外部委託の拡大検討・実施					→

項目	2-3(4)③元気ふらざ・志茂老人いこいの家				所管	地域振興部地域振興課・健康福祉部健康いきがい課・教育委員会事務局体育課
内容	元気ふらざ・志茂老人いこいの家の管理運営について、(仮称)赤羽体育館のスポーツパークゾーンの1つとしてPFI・指定管理者制度などの導入を検討・実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	→				

項目	2-3(4)④障害者施設				所管	健康福祉部健康福祉課・ 障害者福祉センター・ あすなる福祉園・若葉福祉園
内容	障害者施設の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。なお、利用者に影響が出ないように引き継ぎや共同処遇を実施します。 ア. 知的障害者通所授産施設（王子福祉作業所） イ. 知的障害者通所更生施設（若葉福祉園） ウ. 知的障害者通所更生施設（あすなる福祉園）					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	導入（1施設） 検討	導入（1施設）	検討	導入（1施設）	
削減見込額	56 百万円／年・施設（167 百万円／年・3 施設）					

項目	2-3(4)⑤児童館など				所管	子ども家庭部子育て支援課
内容	児童館・学童クラブなどの子育て支援施設の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	検討 導入 （2クラブ）	導入（1館） 導入 （2クラブ）	導入（1館） 導入 （2クラブ）	導入（1館） 導入 （2クラブ）	導入（1館） 導入 （2クラブ）
削減見込額	17 百万円／年・館（学童クラブ含む）					

項目	2-3(4)⑥保育園				所管	子ども家庭部保育課
内容	単独施設の保育園や都営住宅などに併設された保育園の管理運営について、指定管理者制度を導入します。なお、子どもに影響が出ないように引き継ぎや共同保育を実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	導入（1園）	導入（2園）	導入（1園）	導入（2園）	
削減見込額	56百万円／年・園					

項目	2-3(4)⑦区営住宅・区民住宅				所管	まちづくり部住宅課
内容	区営住宅・区民住宅の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	※実施の場合は詳細検討	(実施)			

項目	2-3(4)⑧文化センター				所管	教育委員会事務局 生涯学習推進課
内容	文化センターの管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	導入（1施設）	導入（1施設）	導入（1施設）	適宜見直し	
削減見込額	7百万円／年・施設（21百万円／3施設）					

項目	2-3(4)⑨校外施設				所管	教育委員会事務局 生涯学習推進課
内容	校外施設（那須高原学園）の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討・方針決定	※実施の場合は詳細検討	(導入)			

項目	2-3(4)⑩体育施設				所管	教育委員会事務局体育課
内容	体育施設の管理運営について、指定管理者制度などの導入を検討・実施します。また、北運動場などの管理運営について、(仮称)赤羽体育館のスポーツパークゾーンの1つとしてPFI・指定管理者制度などの導入を検討します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	導入(1施設)	導入(1施設)	導入(1施設)	導入(1施設)	
削減見込額	18百万円/年・施設(70百万円/4施設)					

(5) その他

項目	2-3(5)①区民事務所分室				所管	区民部戸籍住民課
内容	区民事務所分室について、当面、執行体制を効率化します。 (平成16年度3室済み)					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	効率化(2分室)	効率化(2分室)				
削減見込額	4百万円/年・区民事務所分室(17百万円/4分室)					

項目	2-3(5)②幼稚園のあり方見直し				所管	教育委員会事務局学務課
内容	幼稚園は、「北区次世代育成支援行動計画※ ³⁰ 」の策定や幼稚園審議会の検討を経て、あり方を見直します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	幼稚園審議会 で検討					

項目	2-3(5)③区民センターなどの管理運営のあり方見直し				所管	地域振興部地域振興課
内容	区民センターなどの管理運営は、区民センターに併設されたふれあい館の管理運営の外部委託も含め、あり方を見直します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	ふれあい館と 地域振興室の 一体管理の 推進	→	地域振興室の あり方と合わ せ方針決定	実施に向け 準備	実施	

項目	2-3(5)④収集運搬業務の効率化				所管	生活環境部リサイクル清掃課・ 北区清掃事務所
内容	収集運搬業務の効率的運営体制を整備し、清掃業務の技能系職員は退職不補充とする。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	効率的執行計画の策定 資源回収の一部委託の開始	今後の運営の あり方検討 (身分切替)	今後の運営の あり方策定	効率化	→	

³⁰ 平成17年度から実施する、地域における子育て支援をはじめ、母性及び乳幼児の健康の確保、子育ての居住環境及び教育環境の整備、仕事と家庭との両立の支援など、総合的な子育て支援施策をまとめた計画。

項目	2-3(5)⑤家庭ごみの有料化検討		所管	生活環境部リサイクル清掃課		
内容	ごみの減量につながる、家庭ごみの有料化を検討します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	資源循環推進 審議会諮問 区民アンケート 実施	審議会答申				

項目	2-3(5)⑥区民健診の個別健診方式への移行		所管	健康福祉部健康いきがい課		
内容	区民健診を、集団健診方式から個別健診方式に変更します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	個別健診実施				→	
指標（目標値）	受診者数の増加数（8,000人／5年）					

項目	2-3(5)⑦道路管理事務所と公園管理事務所の統合		所管	まちづくり部道路公園課		
内容	道路管理事務所（1か所）と公園管理事務所（2か所）を1事務所に統合します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	両事務所の統合					

項目	2-3(5)⑧企業者占用工事の復旧のあり方見直し				所管	まちづくり部 道路公園課
内容	生活道路の企業者占用工事の復旧について、自主復旧ではなく、基準を明確にした上で企業者から掘削復旧費を徴収し、それを特定財源として区が本復旧を行います。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	本格実施					
指標(目標値)	受託工事調停額(400百万円/年)					
削減見込額	△2百万円/年					

2-4 公共工事のコストを縮減する

(1) 「施設建設・維持管理コスト縮減計画」の策定

項目	2-4(1)①「施設建設・維持管理コスト縮減計画」			所管	総務部営繕課・まちづくり部 工事課・【公共事業部会】	
内容	平成11年9月北区役所活性化計画の一環として策定した「施設建設の経費縮減行動計画」の成果を検証し、「施設建設・維持管理コスト縮減計画」を策定します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	「施設建設・維持管理コスト縮減計画」策定・推進	施策の具体化、検証による見直し				
指標(目標値)	「施設建設・維持管理コスト縮減計画」によるコスト縮減項目数					

(2) 入札・契約制度の見直しと検査体制の充実

項目	2-4(2)①入札・契約制度の見直しと 検査体制の充実		所管	総務部契約管財課・ 【公共事業部会】	
内容	電子調達システムや公共工事入札契約適正化法（平成 13 年 2 月施行）を踏まえて、公共工事などにかかる入札の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の防止などを目的に、予定価格の事前公表※ ³¹ 、現場説明会※ ³² の廃止、履行ボンド※ ³³ の導入、検査の評価基準の策定など入札・契約制度の見直しを行います。				
年度別計画	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
	検討	一部実施 一部試行	実施		

³¹ 入札予定価格を事前に公表する入札方式。

³² 入札参加者を対象にした、入札の内容に関する説明会。参加業者の顔ぶれが明らかになり、「談合を助長する」といわれている。

³³ 受注企業が、損害保険会社等の保証証券を発注者に提出することにより、事故が発生した場合、損害保険会社から“工事の完成”か“保証金の支払い”がなされる履行保証証券。

(3) 多様な事業手法の調査研究と PFI 手法の活用・実施

項目	2-4(3)①PFI 手法など多様な事業手法の調査研究・活用		所管	政策経営部企画課・【公共事業部会】	
内容	規制緩和や公物管理に関する法制度の動向を踏まえ、民間の資金や技術・経営ノウハウを積極的に活用するなど、効率的な手法を柔軟に駆使できるよう、公募型プロポーザル※ ³⁴ や性能発注※ ³⁵ など新たな事業手法を調査研究しマニュアルを整備するとともに、新たな施設整備にPFI手法の積極的導入を検討・推進します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	マニュアル整備				→
	PFI 手法の積極的導入の検討・推進				→
指標（目標値）	整備したマニュアルの種類				

2-5外郭団体の役割を検証し、効率化を促進する

(1) 外郭団体のあり方の見直し

項目	2-5(1)①外郭団体のあり方見直し	所管	総務部契約管財課・地域振興部地域振興課・産業振興課・健康福祉部健康福祉課・健康いきがい課・まちづくり部都市計画課・教育委員会事務局体育課		
内容	北区の外郭団体について、その役割を検証し、継続して存置する団体は効率化を強く促進するとともに、区から外郭団体に対する人的・財政的支援を見直す。なお、使命を終えた団体については解散の方向を検討する。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討・改革促進				→
指標（目標値）	自主財源比率				

³⁴ 公表した事業内容や委託内容に対してプロポーザル（提案書）を公募し、提案の内容によって随意契約の交渉権者を決定する方式。

³⁵ 施設に求められる性能（サービスの内容・水準等）のみを示し、その達成方法は民間事業者の創意工夫に委ねる発注方式。

(2) 財団法人北区文化振興財団

項目	2-5(2)①北区文化振興財団		所管	地域振興部地域振興課・文化施策担当課長	
内容	財団運営経費の節減、有料公演事業などの受益者負担適正化を促進します。文化振興事業について、区民との協働実施の拡大やボランティア活用など実施方法の見直しを促進します。財政補助は、当該団体の自主性を尊重する方向とします。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	財団改革促進				→
指標（目標値）	事業費比率、文化芸術事業・活動参加者数				

(3) 社会福祉法人北区社会福祉事業団

項目	2-5(3)①北区社会福祉事業団		所管	健康福祉部健康福祉課	
内容	当該団体の存置の必要性を検討し、将来的には経営的に自立した社会福祉法人化を促進します。給与体系と任用体系を見直し、経営基盤の強化を促進します。当面、職員の処遇（給与や退職金等）を北区職員に準拠することの見直しと職員体制の見直しを促進します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	給与体系見直し	給与体系変更 新給与体系段階適用		→	新給与体系適用
	任用体系見直し	任用体系変更 新任用体系段階適用 区派遣職員引き上げ		→	新任用体系適用
指標（目標値）	区派遣職員引き上げ数、給与総額				

(4) 社会福祉法人北区社会福祉協議会

項目	2-5(4)①北区社会福祉協議会				所管	健康福祉部健康福祉課
内容	自主財源である支援費事業の収益は、事業のサービスを向上するための支出に充てていくことを基本としつつ、法人運営の安定的な財源にすることを促進します。会員については、従来の賛助会員の性格の会員のほかに、直接サービスを受ける会員制度を設けるなど、区民会員の増強を促進します。人件費については、区補助を基本としながらも、法人としての経営の自立性を強化するため、職員の給与・任用体系の見直しを促進します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	新たな給与・任用体系を適用					

2-6電子区役所を推進する

(1) 電子ファイリング・電子決裁の導入 2-7(2)

項目	2-6(1)①電子ファイリング・電子決裁				所管	総務部総務課・ 区民部区民情報課・ 【庶務事務改善部会】
内容	事務処理を効率化・迅速化するために、文書総合管理システムを整備し、電子ファイリング・電子決裁を導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	文書総合管理システムの開発	文書総合管理システムの試行	文書総合管理システムの稼働			

(2) 電子調達システムの導入

項目	2-6(2)①電子調達システム				所管	総務部契約管財課・ 区民部区民情報課・ 【庶務事務改善部会】
内容	北区が構成員になっている東京電子自治体共同運営協議会が開発している電子調達システムを導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	入札情報システム稼働	入札システム稼働 (電子入札対象は一部工事業務)	(電子入札対象は工事業務を拡大)	(電子入札対象は一部物品業務)	(電子入札対象は物品業務を拡大)	

(3) 電子申請・電子届出システムの導入 2-1(2)

(4) 戸籍事務の電算化

項目	2-6(4)①戸籍事務の電算化				所管	区民部戸籍住民課
内容	戸籍事務を電算化します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	準備作業	システム開発	システム開発	戸籍事務電算化		
削減見込額	19百万円／年					

項目	2-6(4)②戸籍・住民票の関連業務の外部委託				所管	区民部戸籍住民課
内容	戸籍・住民票の証明書の郵送請求業務、附票事務のデータ入力を外部委託します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
				戸籍郵送業務委託 附票データ入力委託 住民票郵送業務委託		
削減見込額	39 百万円／年					

項目	2-6(4)③区民事務所分室の廃止				所管	区民部戸籍住民課
内容	戸籍・住民票の証明書発行は自動交付機の公共施設及びコンビニと主要駅などへの設置、収納はコンビニ収納・マルチペイメントの活用で代替し、区民事務所分室を廃止します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
			自動交付機 設置	区民事務所分室 廃止		
削減見込額	78 百万円／年					

(5) マルチペイメントの導入 2-1(3)

2-7 区役所の庶務事務を改善する

(1) 財務会計システムの改造

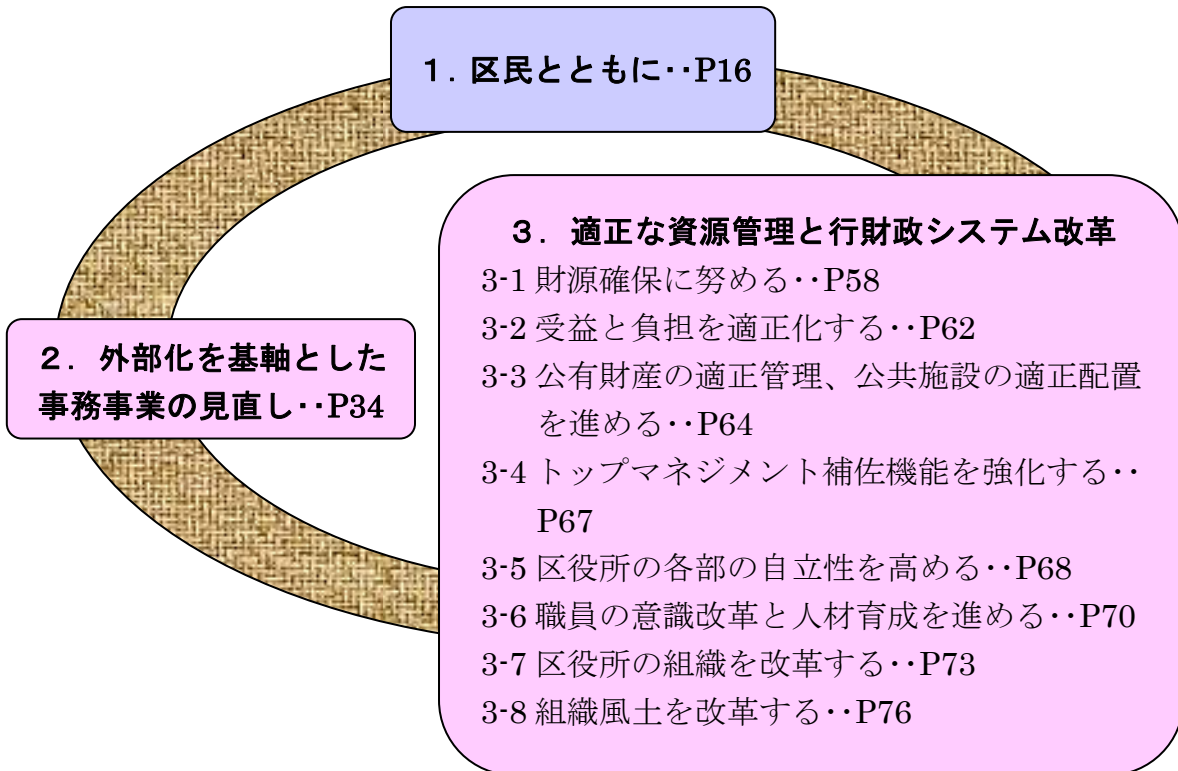
項目	2-7(1)①財務会計システム		所管	政策経営部財政課・ 総務部契約管財課・ 区民部区民情報課・収入役室	
内容	契約・マルチペイメント・行政評価に連動し、統計情報を活用しやすい財務会計システムを導入します。ソフトウェアについて、パッケージをできるだけ改造せずに使用します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	内部検討	→	新システム開発	稼働	

(2) 電子ファイリング・電子決裁の導入 2-6(1)

(3) 旅費や時間外手当の申請手続きの簡略化

項目	2-7(3)①旅費や時間外手当の申請手続き		所管	総務部職員課・区民部区民情報課・ 【庶務事務改善部会】	
内容	事務処理の簡素効率化・迅速的確化のために、旅費や超過勤務手当などのシステムを開発します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	旅費・超過勤務手当などのシステムの開発	旅費・超過勤務手当などのシステムの試行	旅費・超過勤務手当などのシステムの稼働		

3. 適正な資源管理と行財政システム改革



3-1 財源確保に努める

(1) 税源移譲などを国や都に強く要望

項目	3-1(1)①税源移譲や超過負担の解消などを国に要望		所管	政策経営部財政課		
内容	特別区長会・全国市長会を通じ、国に税源移譲や超過負担の解消などを要望します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	要望				→	

項目	3-1(1)②都区財政調整制度の確保を都に要望		所管	政策経営部財政課		
内容	特別区長会を通じ、都区制度改革の意義を十分保証しうる都区財政調整制度の確保を都に要望します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	要望				→	

(2) 広告掲載基準の作成と広告料収入の確保

項目	3-1(2)①広告掲載基準の作成と広告料収入の確保		所管	政策経営部広報課・区民部戸籍住民課・国保年金課・広告所管課		
内容	<p>ア. 広告掲載基準を作成し、区の刊行物などへの広告掲載を全庁的に推進します。</p> <p>イ. 区のホームページに、バナー広告※³⁶を掲載します。</p> <p>ウ. 住居表示案内板に、広告を掲載します。</p> <p>エ. 窓口用封筒（戸籍住民課）に、広告を掲載します。</p> <p>オ. 国保のしおりに、広告を掲載します。</p>					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	ア. 基準作成	イ. ホームページに掲載			→	
	エ. 封筒に掲載	ウ. 案内板に掲載			→	
	オ. しおりに掲載				→	
削減見込額	全て実施 2百万円/年					

³⁶ ホームページ上の帯状の広告。クリックすることで広告主のホームページにリンクして、より詳しい情報を得ることができる。

(3) 重量車両などによる区道損傷について特定事業者から復旧負担金を徴収

項目	3-1(3)①区道損傷に関する復旧負担金				所管	まちづくり部 道路公園課
内容	重量車両による道路へのダメージは大変大きいため、重量車両が反復して区道を使用する特定企業などに対して、道路復旧に関わる応分の負担を求めことを検討します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	規則と要綱の制定	負担金徴収				→
指標（目標値）	負担金徴収対象企業数、負担金徴収額					

(4) 特別区民税、国民健康保険料、保育料などの徴収率の向上

項目	3-1(4)①特別区民税、国民健康保険料、保育料などの徴収率の向上				所管	区民部税務課・国保年金課・歳入所管課・【歳入確保部会】
内容	<p>ア. 2-1(4)（コンビニ収納）</p> <p>イ. クライアントサーバーシステム※³⁷による滞納管理システムを特別区民税について導入します。</p> <p>ウ. 特別区民税・国民健康保険料の徴収について、収納推進員を活用した一元的体制を整備します。</p> <p>エ. 強制徴収の一層の推進を図ります。</p>					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	イ. 税導入準備 ウ. 一元的徴収体制整備 エ. 強制徴収の推進	イ. 税導入				→

37 集中管理する「サーバ」と「クライアント」と呼ばれる顧客コンピュータが接続されたコンピュータネットワークシステム。

指標（目標値）	特別区民税 目標収納率（92.00%） 目標収納率（現年分）（98.00%） 目標収納率（滞納繰越分）（24.20%） 国民健康保険料 目標収納率（現年分）（87.66%）（標準収納率 91.00%） 目標収納率（滞納繰越分）（26.32%）（標準収納率 38.00%） 保育料 目標収納率（93.98%） 目標収納率（現年分）（99.20%） 目標収納率（滞納繰越分）（21.00%）
削減見込額	ウ. 100 百万円／年

(5) 新税の導入検討

項目	3-1(5)①新税の導入検討		所管	区民部税務課・【歳入確保部会】	
内容	国の三位一体改革による税源移譲・税源配分の見直しを勘案しながら、環境配慮の目的税なども含め、検討を継続します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討	→			

3-2 受益と負担を適正化する

(1) 区民サービスへの税金投入状況を、よりわかりやすく公開

項目	3-2(1)①事務事業評価				所管	政策経営部 経営改革担当課長・各部・ 【行政システム部会】
内容	事務事業評価において、人件費・建物の減価償却費、土地の機会費用※ ³⁸ を含めた事業コストと効率性指標を、引き続きよりわかりやすく公開します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	公開					→

項目	3-2(1)②ふるさと北区財政白書				所管	政策経営部財政課
内容	ふるさと北区財政白書について、引き続き内容をよりわかりやすく表示するとともに、公共施設の運営費などについての財源分析を掲載します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	実施					→

³⁸ 現実には資金支出を伴わないコストで、公共施設の敷地を他に用いたならば得られたであろう収入。いわば「逸した収入」。

(2) 「負担なき受益」の是正

項目	3-2(2)①「負担なき受益」の是正		所管	政策経営部 経営改革担当課長・関係各部・ 【歳入確保部会】		
内容	公的負担を果たすことが公的助成を受ける条件であることを区民に周知し、負担の公平性を確保するために、可能なものから助成要綱などの改正を検討します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	可能なものから実施			→	

(3) 区民住宅・区営住宅の使用料長期滞納者対策の強化

項目	3-2(3)①住宅の使用料長期滞納者対策		所管	まちづくり部住宅課		
内容	長期未納者で納付指導にも応じない居住者について、訴訟提起も視野に入れた滞納整理を進めます。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	滞納整理事務処理要綱実施				→	
指標（目標値）	滞納整理件数					

(4) 使用料・手数料などの受益者負担の適正化

項目	3-2(4)①使用料・手数料などの受益者負担の適正化	所管	ア. 政策経営部財政課・使用料手数料所管課 イ. 健康福祉部健康いきがい課・講座実施課 ウ. 区民部戸籍住民課・ 【歳入確保部会】		
内容	<p>ア. 使用料・手数料は、原価計算方式、利用者負担率、改定上限率、区民優遇制度、減免基準などを含め、消費者物価の動向などを勘案して改定します。</p> <p>イ. 健康づくり事業、各種講座などについて、受益者負担の導入を検討します。</p> <p>ウ. 住民票の閲覧手数料などを適正化します。なお、本人申請の場合は、手数料を軽減します。</p>				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	ア. 改定を検討 イ. 検討 ウ. 調査実施・ 検討 条例整備	ア. (改定する場合は実施) イ. (導入する場合は実施) ウ. 手数料の適正化			
削減見込額	ウ. 5百万円/年				

3-3 公有財産の適正管理、公共施設の適正配置を進める

(1) 施設の適正配置と遊休地・遊休施設の有効活用・処分

項目	3-3(1)①利用率の低い施設の廃止または統合	所管	政策経営部企画課・ 【区有財産部会】		
内容	利用率の低い施設について、低利用の実態と原因などを踏まえ、施設の廃止または統合を進めます。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	適正配置推進				→

項目	3-3(1)②遊休地・遊休施設の有効活用・処分				所管	政策経営部企画課・ 総務部契約管財課・ 【区有財産部会】
内容	遊休地・遊休施設の発生が見込まれた時点で、遊休施設等利活用検討会で利活用方針を決定し、有効活用・処分を推進します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	有効活用・ 処分の推進					→

項目	3-3(1)③遊休施設以外の区有財産の有効活用				所管	政策経営部企画課・ 総務部契約管財課・ 【区有財産部会】
内容	遊休施設以外でも、建設当初と比較した目的の妥当性や施設の維持経費などを総合的に勘案し、区有財産の有効活用という観点から、転用や処分などを推進します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	転用・処分の 推進					→

(2) 学校施設の有効活用

項目	3-3(2)①学校施設跡地の有効活用				所管	政策経営部企画課・ 【区有財産部会】
内容	学校施設跡地については、中期計画の改定などに併せて、有識者などで構成する学校施設跡地利活用委員会を設置し、利活用計画または処分計画を策定します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討委員会・ 利活用計画 等決定					→

項目	3-3(2)②学校改築の際は、複合化の必要性・可能性を検討			所管	政策経営部企画課・ 【区有財産部会】
内容	学校改築の際は、地域の実情に応じて民間施設を含めた複合化の必要性・可能性を検討します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	複合化の検討・推進				→

(3) 新中央図書館の開設に伴う隣接図書館などの統合

項目	3-3(3)①地区図書館などの統合			所管	総務部総務課・ 健康福祉部障害者福祉センター・ 教育委員会事務局中央図書館
内容	新中央図書館の開設に伴い、近隣の文化センター図書館・障害者福祉センター図書室・行政資料センターを統合します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
				新中央図書館開設 近隣図書館等を統合	
削減見込額	77百万円／年				

(4) 職員寮・教職員住宅のあり方の検討

項目	3-3(4)①職員寮・教職員住宅のあり方の検討			所管	総務部職員課・ 教育委員会事務局庶務課・ 【区有財産部会】
内容	職員寮・教職員住宅は、防災対策などの危機管理も含めて、借り上げ方式など、そのあり方を検討します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	あり方の検討	(検討結果を実施)			

3-4 トップマネジメント補佐機能を強化する

(1) 企画部の改組 3-7(3)

項目	3-4(1)①企画部の改組				所管	政策経営部
内容	新たな公共経営※ ³⁹ を推進するため、企画部を政策経営部に改組します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	政策経営部に改組					

(2) 施策評価※⁴⁰の推進

項目	3-4(2)①施策評価の推進				所管	政策経営部企画課・ 【行政システム改革部会】
内容	メリハリのある資源投入の方向を示唆する施策評価を推進します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	推進				→	

³⁹ 「市民のために成果を出すことにこだわり、市場メカニズムをうまく活用する。役所の組織自体も簡素化する。」という考え方。

⁴⁰ 区の基本計画の進捗管理や、施策の優先度を明確にすることを目的として、施策の有効性や今後の方向性などを検証する制度。

項目	3-4(2)②施策評価に活かす 区民満足度アンケート				所管	政策経営部企画課・各部・ 【行政システム改革部会】
内容	各部は、施策評価の一環として、区民満足度アンケートを定期実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	アンケート実施				→	
指標（目標値）	区民満足度アンケート実施課数					

3-5 区役所の各部の自立性を高める

(1) 部の統合の検討・実施

項目	3-5(1)①部の統合の検討・実施				所管	政策経営部経営改革担当課長・ 【行政システム改革部会】
内容	部の自立性を高めるため、部の統合を検討・実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討・実施				→	

(2) 予算執行など運営レベルにおける分権化

項目	3-5(2)①予算執行など運営レベルにおける分権化		所管	政策経営部経営改革担当課長・財政課・総務部職員課・【行政システム改革部会】		
内容	予算執行・予算編成・計画・組織・定数などは、運営レベルにおける分権化を推進します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	庁内分権を推進				→	
指標（目標値）	庁内分権の実施項目数					

(3) 事業部主体の事務事業評価の推進

項目	3-5(3)①事務事業評価の充実		所管	政策経営部経営改革担当課長・【行政システム改革部会】		
内容	事務事業評価について、各部における適切な指標や目標値の設定、目標値と実績値の比較検討を促進するため、評価担当が支援を強化します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	評価を支援				→	
指標（目標値）	事務事業評価事業数					

項目	3-5(3)②事務事業評価結果の公表		所管	政策経営部経営改革担当課長・【行政システム改革部会】		
内容	事務事業の評価結果を、引き続き区民によりわかりやすく公表します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	公表				→	

項目	3-5(3)③事務事業評価に活かす 区民満足度アンケート				所管	政策経営部経営改革担当課長・ 各部・【行政システム改革部会】
内容	各部は、事務事業評価の一環として、区民満足度アンケートを定期実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	アンケート実施				→	
指標（目標値）	区民満足度アンケート実施課数					

3-6 職員の意識改革と人材育成を進める

(1) 「人材育成基本方針」と「職員研修基本計画」の実施

項目	3-6(1)①「人材育成基本方針」と 「職員研修基本計画」の実施				所管	総務部職員課・ 【行政システム改革部会】
内容	「人材育成基本方針」と「職員研修基本計画」を改定・実施し、再任用・再雇用職員の能力開発を含めた人材育成を、より適切に進めます。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	「人材育成基本方針」実施				→	
	「職員研修基本計画」実施				→	

(2) やる気と成果を評価するしくみづくり

項目	3-6(2)①目標による管理				所管	総務部職員課・ 【行政システム改革部会】
内容	一般職員について、目標による管理を導入します。また、評定項目などの人事考課内容を検証して、評価結果を活用します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討 目標管理制度 導入	実施			→	

(3) 不正を防ぐしくみづくり 3-8(9)

項目	3-6(3)①公益通報制度				所管	総務部総務課・職員課
内容	庁内倫理を確立する事後検証のしくみとして、国の公益通報者保護法の成立（平成 18 年 4 月施行予定）などを踏まえ、公益通報制度について検討します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	方針決定				

項目	3-6(3)②庁内倫理を確立するルールづくり				所管	総務部総務課・職員課・ 【行政システム改革部会】
内容	処分基準など、庁内倫理を確立するルールを明確にします。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討 ルールを明確化					

(4) 職員の任用形態の多様化

項目	3-6(4)①職員の任用形態の多様化				所管	総務部職員課・ 【行政システム改革部会】
内容	経験者採用・任期付き採用などについて、特別区人事委員会における検討を踏まえ、北区としての活用を図ります。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討・活用				→	

(5) 福祉系職員の職域拡大

項目	3-6(5)①福祉系職員の職域拡大				所管	総務部職員課・健康福祉部・ 子ども家庭部・ 教育委員会事務局
内容	障害者施設の外部化を踏まえ、福祉職としての知識と経験を活かし、福祉関係の計画策定や相談窓口対応、保育園などにおける障害児対応など、福祉系職員の職域を拡大します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
		職域拡大			→	
指標（目標値）	福祉系職員が新たに配置された職場数					

3-7 区役所の組織を改革する

(1) 組織の使命や役割の明確化

項目	3-7(1)①組織の使命や役割の明確化				所管	政策経営部経営改革担当課長・各部
内容	使命と役割を明確にした組織を整備します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	準備	部の組織目標の設定	検証	部の組織目標の設定	検証	

(2) 横断的組織の設置基準の制定

項目	3-7(2)①横断的組織の設置基準の制定				所管	政策経営部経営改革担当課長・【行政システム改革部会】
内容	本部・プロジェクトチーム・実行委員会の設置基準を制定します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	設置基準を制定					

(3) 企画部の改組 3-4(1)

(4) 危機管理室長を設置

項目	3-7(4)①危機管理組織の設置	所管	政策経営部経営改革担当課長・総務部・地域振興部		
内容	危機管理全般に対応するため、総務部に危機管理室長を設置します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	危機管理室長を設置				

(5) 都市整備部と建設部の統合再編

項目	3-7(5)①都市整備部と建設部の統合再編	所管	政策経営部経営改革担当課長・まちづくり部・【行政システム改革部会】		
内容	まちづくり部門の連携と効率的執行を強めるため、都市整備部と建設部を統合再編します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	統合再編				

(6) 地域振興室のあり方の検討

項目	3-7(6)①地域振興室のあり方の検討	所管	地域振興部地域振興課		
内容	地域振興室について、事務の効率化やコミュニティの活性化に加え、現職員体制が抱える課題解決の視点から、町会・自治会や議会の意向も踏まえ、あり方を検討します。				
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
	検討	→	地域振興室のあり方について方針決定	実施に向け準備	実施

(7) 区民情報課の位置づけの見直し

項目	3-7(7)①区民情報課の位置づけの見直し				所管	政策経営部経営改革担当課長・区民部
内容	トップマネジメント補佐機能強化・電子区役所推進の観点から、区民情報課の位置づけを見直します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	組織改正				

(8) 国の制度改正などを踏まえた健康福祉部の再編

項目	3-7(8)①健康福祉部のあり方の検討				所管	政策経営部経営改革担当課長・健康福祉部
内容	介護保険・支援費の制度改正の動向、保健センターのあり方見直しなどを踏まえて組織改正を検討します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	組織改正				

項目	3-7(8)②保健所組織のあり方の検討				所管	政策経営部経営改革担当課長・健康福祉部・北区保健所
内容	健康福祉部の組織改正の検討にあわせて、必要に応じ、保健所組織のあり方を見直します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	(必要な場合 組織改正)				

(9) 教育改革の進捗状況を踏まえた教育委員会事務局の再編

項目	3-7(9)①教育委員会事務局の再編				所管	政策経営部経営改革担当課長・ 教育委員会事務局
内容	教育改革の進捗状況を踏まえ、担当部を廃止する。また、必要に応じて部内組織を再編します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	組織改正				

3-8 組織風土を改善する

(1) 区民の視点の共有

2-1(1)①（区民満足度アンケート）

1-5①（クレーム情報データベース）

(2) 課題発掘職員アンケートの実施

項目	3-8(2)①課題発掘職員アンケート				所管	政策経営部経営改革担当課長・ 総務部職員課
内容	仕事のしくみや自己の仕事に対する評価などについて、課題発掘職員アンケートを定期的実施して、より働きがいのある北区役所づくりを推進します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	アンケート実施				→	
指標（目標値）	課題発掘職員アンケート回答率（50%）					

(3) 面白くてためになる職員報の充実

項目	3-8(3)①職員報の充実				所管	政策経営部広報課・ 【行政システム改革部会】
内容	職員報は発行回数などを増やし、重点戦略の取り組み、各部の懸案や政策課題、庁議概要、職員からの投書などの情報を掲載し、内容を充実します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	内容の充実					→

(4) 組織のやる気を伸ばすしくみづくり

項目	3-8(4)①北区の先端発表会				所管	政策経営部経営改革担当課長・ 総務部職員課・【行政システム改革部会】
内容	事務改善、職場改革、施策提言などに関する北区の先端発表会を実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	先端発表会実施					→
指標（目標値）	北区の先端発表会実施回数（年1回）					

項目	3-8(4)②特別職と各層職員との懇談会				所管	政策経営部経営改革担当課長・ 総務部職員課・【行政システム改革部会】
内容	トップの問題意識を職員が共有したり、トップが現場の課題を認識したりするため、区長など特別職と各層職員との懇談会・報告会などを実施します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	懇談会・報告会などを実施					→
指標（目標値）	懇談会報告会実施数（各職層で開催） 報告会実施数（1回/年）					

(5) 最優良事例を吸収するしくみづくり

項目	3-8(5)①区民、区内の経営者などの話を聞く会		所管	政策経営部経営改革担当課長・ 総務部職員課・【行政システム改革部会】		
内容	区民、区内の経営者、他都市の職員などの話を聞く会を開催します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	話を聞く会開催				→	
指標(目標値)	話を聞く会開催回数					

項目	3-8(5)②先進事例開発支援制度		所管	政策経営部経営改革担当課長・ 【行政システム改革部会】		
内容	新たな行政サービスの開発や、先進事例の北区への適用を実現するために、先進事例開発支援制度を導入します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	支援制度導入					
指標(目標値)	先進事例開発支援数					

(6) 良いアイデアを速やかに具体化するしくみづくり

項目	3-8(6)①良いアイデアの速やかな具体化				所管	政策経営部企画課・ 【行政システム改革部会】
内容	提案を通年受け付け、実施の是非・可否の結論を速やかに出すため、審査を年数回実施する提案制度に、現行の制度を再構築します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	再構築	実施	実施・検証	再構築	実施	
指標（目標値）	提案数、実施に至った提案数					

(7) 失敗から学ぶしくみづくり、ノウハウを共有化するしくみづくり

項目	3-8(7)①失敗の教訓化、ノウハウの共有化				所管	政策経営部経営改革担当課長・ 総務部職員課・区民情報課・ 【行政システム改革部会】
内容	異動するときにその職場の「卒論」として、体験して初めてわかったノウハウ、失敗談と教訓、成功のコツなどを、A4版で1枚程度にまとめて、それを知恵集め（ナレッジマネジメント※ ⁴¹ ）の素材として活用します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	検討	実施				
指標（目標値）	「卒論」作成数÷異動者数×100（100%）					

⁴¹ 職員が持つ様々な知識やノウハウ、特定の職員だけが所有する「経験」「コツ」などを、コンピュータや通信技術を駆使して、全職員で共有し、有効に活用できるようにすること。

(8) マニュアルの整備を通じた事務改善

項目	3-8(8)①マニュアルの整備を通じた事務改善		所管	政策経営部経営改革担当課長・【行政システム改革部会】		
内容	発想が柔軟で改革意欲に富んだ職員を中心とした全庁プロジェクトチームを核として、実務ですぐに役立つマニュアルの整備を通じた職場単位の事務改善を推進します。					
年度別計画	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
	マニュアル整備による事務開始				→	
指標（目標値）	マニュアル整備による事務改善実施課数÷課の総数×100（100%）					

(9) 不正を防ぐしくみづくり 3-6(3)

參考資料

1. 第2次北区経営改革本部設置要綱

15 北企企第 273 号
平成 15 年 11 月 13 日
区 長 決 裁

第2次北区経営改革本部設置要綱

(設置)

第1条 平成17年度を初年度とする新たな「基本計画」の着実な実施を可能とする資源調達と、名目ゼロ%ないし低成長経済下における急速な少子高齢化による需要増加に対応できる持続可能な行財政システムを構築し、北区の経営改革を推進することを目的として、第2次北区経営改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- 一 経営改革プランの策定と実施に関すること。
- 二 その他経営改革に関すること。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- 2 本部長は区長をもって充てる。
- 3 副本部長は助役、収入役及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は別表1に定める者で構成する。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 副本部長が本部長の代理をする場合は、助役、収入役、教育長の順とする。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主催する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画部企画課に置く。

(幹事会の設置)

第7条 本部に幹事会を置き、別表2に定める者で構成する。

(幹事会の所掌事務)

第8条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 経営改革プランの策定と実施に関する調査、審議及び取りまとめ。
- 二 その他経営改革に関する本部の補佐。

(幹事会の庶務)

第9条 幹事会の庶務は、企画部企画課に置く。

(部会の設置)

第10条 本部に部会を置き、別表3に定める者で構成する。

(部会の所掌事務)

第11条 部会の所掌事務は、別表4のとおりとする。

(部会の庶務)

第12条 部会の庶務は、部会リーダーの所属課に置く。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか、本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年11月13日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

本部員

企画部長	北区保健所長
総務部長	子ども家庭部長
地域振興部長	都市整備部長
区民部長	建設部長
生活環境部長	教育委員会事務局次長
健康福祉部長	区議会事務局長

別表 2 (第 7 条関係)

幹事会構成員

企画部長	企画部副参事 (基本計画担当)
総務部長	総務課長
企画課長	職員課長
財政課長	契約管財課長
企画部副参事 (新公共経営担当)	

別表 3 (第 10 条関係)

部会構成員

部会名	部会員 (<u>アンダーライン</u> : リーダー)
協働推進部会	広報課長・ <u>地域振興部地域振興課長</u> ・ <u>コミュニティ担当課長</u> ・区民情報課長・その他協働事業を担当する関係課長
行政システム改革部会	財政課長・ <u>企画部副参事 (新公共経営担当)</u> ・職員課長
歳入確保部会	財政課長・ <u>税務課長</u> ・ <u>国保年金課長</u> ・保育課長・住宅課長・建設管理課長・その他受益者負担に係る課長
区有財産部会	<u>企画課長</u> ・契約管財課長・営繕課長・その他施設を所管する課長
庶務事務改善部会	総務課長・職員課長・契約管財課長・区民情報課長・庶務課長・副収入役
公共事業部会	<u>契約管財課長</u> ・営繕課長・道路課長・河川公園課長・その他大規模施設建設に係る課長

※ 協働推進部会・歳入確保部会は、アンダーラインは平成 16 年 3 月までの部会リーダー、アンダーラインは平成 16 年度の組織改正と人事異動により平成 16 年 4 月以降のリーダー。

別表 4 (第 11 条関係)

部会の所掌事務

部会名	所掌事務
協働推進部会	戦略的広報、戦略的広聴、パブリックコメント、総合情報データベース、及び戦略的協働推進等の検討並びに報告
行政システム 改革部会	トップマネジメント補佐機能強化と各部のマネジメント改革、職員の意識改革、年間経営スケジュール、庁内分権、組織、及び人事給与定数等の検討並びに報告
歳入確保部会	新税の検討、横断的徴収強化、及び受益者負担の適正化等の検討並びに報告
区有財産部会	需要開拓、多目的複合利用、民営化・売却・賃貸、及び指定管理者制度と利用料金制等の検討並びに報告
庶務事務改善部会	簡素化と集中化、及び電子区役所等の検討並びに報告
公共事業部会	事業手法の整理、及び業者選定方法の整理等の検討並びに報告

2. 経営改革の必要性について

平成 15 年 11 月 17 日
第 2 次北区経営改革本部決定

経営改革の必要性について

1. 焦眉の課題は、北区の諸課題を解決する新中期計画・新基本計画の実現

今年の 4 月からの新たな区政の発足にあたり、北区は、少子高齢化という最大の課題を解決するため、この 10 月から「区民とともに」を区政を推進していく上での基本姿勢とするとともに、あらためて「子ども」・かがやき戦略、「元気」・いきいき戦略、「花＊みどり」・やすらぎ戦略の 3 つの重点戦略を設定し、重点戦略総合本部を設置しました。

新たな重点戦略は区長公約を反映したものであり、その実現は区民の期待に応えることにつながります。

平成 16 年度を初年度とする「新中期計画」は、新たな重点戦略を実現するための重要な一歩です。

区は現在、各部から提案された計画事業の精査を行っています。

しかし、大幅な収入増などまったく見込めない状況の中で、多くの計画事業を実現することは、極めて困難であるのが事実です。

しかも、「新中期計画」の次には、「基本計画 2000」の改定、すなわち本格的な長期計画の策定が控えています。

北区では、国や東京都に先駆け、行政改革に積極的に取り組んできましたが、中長期的に安定した区政運営をめざし、さらなる経営改革に取り組むことが必要です。

2. 北区財政の現状と課題 参照：「平成 15 年度 ふるさと北区財政白書」

緊急財政対策および区政改革プランにより、北区財政史上最悪の時期を克服したものの、新たな計画事業に存分に取り組むだけのゆとりは全くないという状況です。

(1) 歳入が大きく増える見込みはない

- ① 区民税は、バブル経済崩壊後、景気の低迷に加え、先行減税・特別

減税・恒久減税が実施されたため、大幅な減収が続いています。

また、北区独自の要因として、人口の減少に伴う納税義務者の減少、1人あたりの区民税の水準が低いことなどがあり、今後についても伸びは期待できない状況にあります。

区民税収入の増収につながる施策の推進が必要です。

- ② 国民健康保険料・区民税・保育料・区営住宅使用料などで、平成9年度決算以降毎年40億円を超える収入未済が発生しています。

国民健康保険では、保険料の収納率が一定水準に満たない場合、不足分を区の一般財源から持ち出して補填することになっており、平成11年度以降の持ち出し額は毎年6～8億円となっています。

保険料の収納率向上と健康施策の推進が必要です。

- ③ 国庫支出金は、国の財政難を理由に、昭和60年度以降負担率の引き下げが行われています。

また、国庫補助を地方交付税の需要額に算定する一般財源化が行われていますが、特別区は地方交付税の不交付団体となっているため、実質的には歳入の減となってしまいます。

さらに、区が実施する国庫補助対象事業において、国の算定する補助対象基本額が事業を実際に実施するために必要な金額より低いため、毎年100億円を超える超過負担が発生しています。

(2) 自由に使える歳出枠はごく一部

- ① 平成15年度一般会計当初予算で28%を占める人件費（勤労の対価・報酬として職員等に支払われる経費）は、職員定数を減らしても、平均年齢が上昇しているため、平均給与が上昇しています。

また、これから定年退職を迎える職員が多く、退職手当の増加も想定されます。

- ② 平成15年度一般会計当初予算で22%を占める扶助費（生活保護法等の法令や独自の施策として、個々の区民に支給する現金や物品の経費）は、生活保護受給者が平成4年度と比べて2倍を超える伸びを示していることなどから、増加傾向にあります。

介護保険制度の導入により、平成12年度に扶助費（普通会計決算ベース）は減額となりましたが、保険・医療会計（国民健康保険会計・老人保健会計・介護保険会計）への区の繰出金は100億円を超え、なお増加傾向にあります。

- ③ 平成15年度一般会計当初予算で8%を占める公債費（特別区債の現金と利子の償還金）は、平成10年度から5年連続で100億円を超

える償還額のピークが続き、公債費比率も 23 区平均を上回っています。

今後も、国有地の取得などによる償還額の増加が想定されます。

- ④ 以上の義務的経費に、保険・医療会計に関わる法定負担分の繰出金を加えた割合が、平成 15 年度では 70%弱となっています。

義務的経費の増大により、他の経費に充てる財源の余裕がなくなり、財政構造が硬直化しています。

3. 北区の職員の現状と課題

(1) 大量退職時代が始まる

北区の職員数は約 2,900 人で、50 代職員と 40 代職員がそれぞれ約 1,000 人います。したがって、今後 20 年間は毎年 100 人前後の職員が定年退職を迎えます。

50 代職員数の内訳は、一般事務が約 410 人、用務が約 100 人、保育士が約 90 人、児童指導が約 60 人、清掃が約 50 人、土木と建築が約 20 人ずつという状況です。

この職員の大量退職に対し、同数の新規採用を行うことは、不況の長期化であえぐ区民感情としても、北区の効率的な経営上も、許されません。

大量退職時代は、外部化を計画的に推進し、義務的経費の割合を下げる契機と捉えることができます。

ただし、執行方法の変更にあたる外部委託の場合は、委託料などの代替コストを十分圧縮する工夫が必要です。

(2) 事実上 65 歳定年制

今後の経営改革の中で、官民の役割分担を見直していくと、行政が直接執行しなければならない業務が少なくなっていく可能性があります。

仮に、外部化を戦略的に加速する場合は、従来担当していた職員の志気・経験・能力に配慮した処遇が必要です。

一方、従来の実績によると、定年退職者の約 80%が再任用職員として勤務し、最終的には約 75%が 65 歳まで継続勤務しています。

このようなことを総合的に勘案して、北区の経営上、最善の外部化を計画的に実施することが必要です。

4. 北区の組織・区民サービスなどに関する現状と課題

今年7月に実施した「＜新しい北区を創る＞課題発掘 職員アンケート」の中に、「職員全体に無気力感がある。」という意見など、気がかりな声がありました。

このアンケートでは、仕事の進め方、契約や財務の庁内ルール、人事、組織、区民サービスなどについて、全庁的に解決すべきさまざまな問題が指摘されました。

(1) 仕事の進め方

「計画的な仕事運びができていない」「予算や定数にリンクしない評価は無意味」「評価に基づく職場内での検討が不足している」「情報が管理職止まり、係長止まり」などの声がありました。

(2) 契約・財務の庁内ルール

「他区からの交流転入者が北区の手続は煩雑だといっている」「100円ショップで間に合うものもあるのに・・・」「予算執行の制約が多い」「契約や手続の基礎をきちんと教えて欲しい」などの声がありました。

(3) 昇任・昇格・人事異動

「頑張った人への見返りが少ない」「職員を数でしか評価しない」「抜擢・昇格・異動の基準が不明確」など、能力主義の推進を求める声が目立ちました。「専門職の異動先を広げて欲しい」「新人には10年間でタイプの異なる仕事を3か所経験させる」など異動に関する声もありました。

(4) 組織・定数

「組織が細分化されすぎている」「組織再編が頻繁で職員でさえ分からない」「職場間の繁閑の差が甚だしい」などの声がありました。

(5) 区民サービスの内容・方式

「サービス過剰の面がある」「貧しい区は貧しいなりに」「類似施策や類似事業がある」「半端に継続している事業がある」などの声、「窓口の開設日・開設時間の延長」「ワンストップサービスの導入」「申請書類の簡素化」「コンビニ収納」などの声がありました。

このような職員の声を真剣に受け止め、少しでも早く、できることから変えていくことが、職員の満足度向上につながります。

その結果として、区民に対するサービスが改善され区民満足度も向上する、そういう好循環を創り出すことは、財政の状況が厳しいだけに大変に重要な

ことです。

5. 経営改革で解決すべき課題

(1) 新中期計画・新基本計画の資源調達

北区の歳入一般財源は 700～800 億円で、これが非計画事業の財源となっています。一方、新中期計画事業（平成 16～18 年度）として各部から提案された事業の一般財源は、当初の段階で 300 億円を超えていました。

この大きなギャップを埋めるため、事業の精査を行っていますが、歳入が大きく増える要素はなく、起債の活用にも基金の活用にも限度があります。

したがって、区有地の売却などあらゆる財源対策を採用することが避けられない状況です。

しかし、このような方策は一時的な効果しか期待できません。

したがって、平成 17 年度を初年度とする新基本計画の策定に向けて、外部化や退職不補充など抜本的な財源確保策の検討、持続可能な行財政システムへの改革に取り組むことが不可欠です。

(2) 名目ゼロ%ないし低成長経済下における急速な少子高齢化による需要増加に対応できる持続可能な行財政システムへの改革

11 月に実施した「今後の経営改革の課題に関する管理職アンケート」では、各部のさまざまな課題が現職・前職などから提起されるとともに、パブリックコメントの導入・事業部制の導入・政策立案機能の強化・施設の再配置と公有地の適正管理・目標管理制度の導入などが課題として指摘されました。

北区は現在、区民が直接区長と対話するまちかどトークを実施しています。その中では、区民からもさまざまな要望・問題提起が出されています。

今回の北区の経営改革においては、計画事業の財源調達にとどまらず、区民と職員からの問題提起に応えられる、持続可能な行財政システムへの転換に挑戦することが大変に重要な課題です。

区民・区議会の協力を得つつ、職員全員が一丸となって、

経営改革に取り組むことが必要です。

3. 削減見込額（項目順、年度別）

- ① 16 頁以降の個表の削減見込額の年度別内訳を千円単位で掲載しています。
- ② 年度欄の⑰は平成 17 年度を表します。
- ③ 今後対外的な折衝が必要な項目は掲載していません。

単位：千円

No.	改革項目	内 容	年 度	削減額
I. 区民とともに				
1-3(2)⑧		33 万人の健康づくり大作戦のイベント	⑰	6,093
			⑱	8,367
1-3(2)⑨	協働による事業の実施	高齢者ふれあい会食事業。	⑰	△3,266
			⑱	△3,266
			⑲	△3,266
			⑳	△3,266
			㉑	△3,266
1-3(3)①	協働による施設などの運営	ふれあい館	⑱	6,907
1-3(3)③		NPO・ボランティアぷらざ	⑱	9,734
1-3(3)④		リサイクル活動の拠点施設（エコ広場館）	⑱	4,701
1-3(3)⑤		自然ふれあい情報館	⑲	7,600
1-3(3)⑥		男女共同参画センター（スペースゆう）	⑳	3,167
			㉑	
II. 外部化を基軸とした事務事業の見直し				
2-1(4)①	特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入	保育料などの納付を、コンビニで収納	⑰	△10,731
			⑲	△21,462
2-2(2)①	区民保養所はこね荘の民営化		⑱	70,124
2-2(3)①	区民による資源ごみの集団回収の拡充（行政による回収の縮小）		⑲	△9,000
			⑳	△9,000
			㉑	△9,000
2-2(4)①	民間と競合する講座事業の廃止		⑱	2,000
2-3(2)①	業務の外部委託の推進	消費生活センターの事業運営を、消費者団体などへ外部委託	⑱	8,900
2-3(2)②		検査業務の一部を外部委託	⑰	7,014
			㉑	△1,359
2-3(2)③		保育園の調理業務・用務業務	⑰	23,842
			⑱	93,733
	⑲		66,705	
		㉑	83,842	

No.	改革項目	内 容	年度	削減額		
2-3(2)④	業務の外部委託の推進	図書館における窓口業務	⑰	19,973		
			⑱	64,790		
			⑲	29,337		
2-3(2)⑤		業務の外部委託の推進	学校体育施設（体育館・校庭）の予約・貸出・収納事務。	⑰	△72	
2-3(2)⑥				庁舎管理業務を、外部委託	⑰	7,413
					⑱	△10,462
			⑲		2,578	
			⑳		7,727	
2-3(2)⑨			大型汎用コンピュータの電算システムの開発・改造・運用を外部委託	⑰	△19,452	
	⑱			23,691		
2-3(4)④	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施		障害者施設	⑱	28,775	
				⑲	58,879	
		⑳		79,718		
		㉑		79,718		
2-3(4)⑤		児童館・学童クラブなど	⑱	7,874		
			⑲	21,335		
			⑳	21,335		
			㉑	21,335		
2-3(4)⑥		保育園	⑱	44,639		
			⑲	104,546		
	⑳		74,662			
	㉑		112,962			
2-3(4)⑧	文化センター	⑰	8,194			
		⑲	12,740			
2-3(4)⑩	体育施設	⑰	12,043			
		⑱	16,131			
		⑲	15,910			
		⑳	18,564			
2-3(5)①	その他	区民事務所分室について、執行体制を効率化	⑰	8,392		
			⑱	8,392		
2-3(5)⑧		生活道路の企業者占用工事を区が直接本復旧	⑰	△2,471		
2-6(4)①	戸籍事務の電算化		⑳	19,009		
2-6(4)②		戸籍の証明書の郵送請求業務を外部委託	⑳	21,468		
			附票事務のデータ入力を外部委託	⑳	1,167	
				住民票の証明書の郵送請求業務のデータ入力を外部委託	⑳	15,934

No.	改革項目	内 容	年度	削減額
2-6(4)③	戸籍事務の電算化	戸籍の証明書発行は自動交付機、収納はコンビニ収納・マルチペイメントの活用で、区民事務所分室を廃止	⑲	△23,000
			⑳	101,463
Ⅲ. 適正な資源管理と行財政システム改革				
3-1(2)①	広告掲載基準の作成と広告料収入の確保		⑰	560
			⑱	1,690
3-1(4)①	特別区民税、国民健康保険料、保育料などの徴収率の向上	コンビニ収納、滞納管理システムを導入、収納推進員の一元的体制整備、強制徴収の一層の推進	⑱	100,000
3-2(4)①	使用料・手数料などの受益者負担の適正化		⑱	5,000
3-3(3)①	新中央図書館の開設に伴う隣接図書館などの統合		⑳	77,231

4. 平成 15 年度実施済み項目

No.	内 容	所 管
2-3(2)⑥	庁舎管理業務の一部委託	総務部総務課

5. 平成 16 年度実施済み項目

所管は平成 17 年 4 月ではなく、平成 16 年 4 月組織改正による組織名で示しています。

No.	内 容	所 管
1-1(1)①	ホームページリニューアルの検討	企画部広報課
	北区情報を北ケーブルテレビで、番組として提供開始	
1-2-(2)①	パブリックコメント制度の試行実施	企画部企画課・広報課・北区保健所生活衛生課・子ども家庭部子育て支援課・教育改革担当部教育改革担当課長
1-3-(2)①	NPO・ボランティアふらぎの事業を任意団体（北区市民活動推進機構）に委託	地域振興部地域振興課
1-3(2)⑦	北区さくら体操指導員と楽しい食の推進員の養成	健康福祉部 健康いきがい課
1-3-(3)①	堀船東ふれあい館を自主管理委員会へ委託	地域振興部地域振興課
1-3(3)⑤	自然ふれあい情報館で北区環境リーダーを育成	生活環境部環境課
1-3(3)⑦	北区美化ボランティア制度要綱の制定	生活環境部環境課
	老人会などと花壇管理協定締結	建設部河川公園課
	町会自治会などと植栽帯管理協定締結	建設部建設管理課・道路課
2-1(2)①	電子申請・電子届出システムの導入、一部稼働	区民部区民情報課・各所管課
2-3(2)⑤	学校施設の予約受付事務を、予約システムに取り込み、平成 16 年 10 月より本稼働	教育委員会事務局 体育課
2-3(2)⑥	庁舎管理業務の委託拡大（受付業務、電話交換業務）	総務部総務課
2-3(4)⑤	「北区次世代育成支援行動計画」の策定	子ども家庭部 子育て支援課
2-3(5)①	区民事務所分室の執行体制の見直し（桐ヶ丘・十条・東田端）	区民部区民課
2-3(5)④	清掃業務の作業能率向上（退職不補充）	生活環境部 リサイクル清掃課・北区清掃事務所

No.	内 容	所 管
2-3(5)⑥	区民健診方法の変更について、医師会と協議	健康福祉部 健康いきがい課
2-3(5)⑧	掘削復旧費徴収について、年度前半要綱及び基準の策定、執行体制の整備、占用企業者への周知、年度後半実施	建設部道路課
2-3(5)	事務用品等集中購買制度の廃止（用品調達基金は平成17年4月末日廃止予定）	収入役室
2-5(3)①	社会福祉法人北区社会福祉事業団の経営改革案策定委託	健康福祉部健康福祉課
2-5(4)①	社会福祉法人北区社会福祉協議会に対する人件費補助率を90%から85%に縮減、支援費事業に係る派遣職員を引き上げ、嘱託員制度を導入	健康福祉部健康福祉課
2-6(2)①	電子調達システムの導入（一部稼働）	総務部契約管財課・ 区民部区民情報課
3-1(2)①	「私の便利帳」に広告を掲載	企画部広報課
	「国保のしおり」に広告を掲載	区民部国保年金課
3-1(4)①	国民健康保険料の収納について、クライアントサービシステムによる滞納管理システムを導入	区民部国保年金課
3-2(3)①	北区立区民住宅使用料等滞納整理事務処理要綱・北区営住宅使用料等滞納整理事務処理要綱・北区高齢者住宅使用料等滞納整理事務処理要綱制定	都市整備部住宅課
3-3(2)①	「(仮称) 学校施設跡地利活用委員会」の設置及び学校施設跡地利活用方針の検討	企画部企画課
3-6(1)①	「人材育成基本方針」と「職員研修基本計画」の改定準備	総務部職員課
	弁護士と区の間で顧問契約を締結し、指導・助言を仰ぐとともに、係争事件にかかる相手方との交渉を委託	総務部総務課
	用地業務の担当の整理	総務部契約管財課・ 都市整備部・ 建設部道路課・ 各所管課
	申請書の改善（戸籍謄抄本申請書・外国人登録の登録原票記載事項証明書）	区民部戸籍課

6. 所管別索引

①No.順に掲載してありますが、再掲項目はまとめて掲載してあります。

②改革項目は（ ）数字の見出しを掲載してあります。

所管	No.	改革項目	内容	頁
全部局				
	1-1(1)①	多様な媒体を活用した施策形成関連情報の積極的な公開	北区ニュース・ケーブルテレビ・ホームページ・報道機関などに公開	16
	1-1(2)①	施策形成関連情報の一元的なホームページへの掲載		17
	1-2(2)①	パブリックコメントの導入		18
	1-3(1)①	協働による計画の策定	審議会委員の公募	19
	1-5①	区民の目線で改善を進める	苦情への迅速対応と、クレーム情報の活用	33
	3-8(1)	区民の視点の共有		76
	2-1(1)①	区民満足度アンケートの実施	区民満足度の高いサービス提供と接遇改善を図るため、アンケートを、定期的に実施	34
	2-3(1)			38
	3-8(1)	区民の視点の共有		76
	2-2(1)①	各種団体助成の妥当性の検証		36
	3-2(1)①	区民サービスへの税金投入状況を、よりわかりやすく公開	事務事業評価を、引き続きよりわかりやすく公開	62
	3-4(2)②	施策評価の推進	区民満足度アンケートを定期実施	68
	3-5(3)③	事業部主体の事務事業評価の推進	区民満足度アンケートを定期実施	70
	3-7(1)①	組織の使命や役割の明確化		73
関係所管課				
	2-1(2)①	電子申請・電子届出システムの導入		35
	2-6(3)			55
	2-1(3)①	マルチペイメントの導入	ATM・電話・パソコン等を利用したマルチペイメントネットワークシステムを導入	35
	2-6(5)			56
	3-1(2)①	広告掲載基準の作成と広告料収入の確保		59
	3-1(4)①	特別区民税、国民健康保険料、保育料などの徴収率の向上	コンビニ収納、強制徴収の一層の推進	60
	3-2(2)①	「負担なき受益」の是正		63
	3-2(4)①	使用料・手数料などの受益者負担の適正化		64

政策経営部

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-4(1)①	企画部の改組		67
	3-7(3)			73

所管	No.	改革項目	内容	頁
企画課				
	1-1(2)①	施策形成関連情報の一元的なホームページへの掲載		17
	1-2(3)①	自治基本条例・区民参画条例の制定検討		19
	2-4(3)①	多様な事業手法の調査研究とPFI手法の活用・実施		52
	3-3(1)①	施設の適正配置と遊休地・遊休施設の有効活用・処分	低利用率施設の廃止や統合	64
	3-3(1)②		遊休施設等の有効活用・処分	65
	3-3(1)③		遊休施設以外の転用や処分	65
	3-3(2)①	学校施設の有効活用	学校施設跡地は、利活用計画または処分計画を策定	65
	3-3(2)②		学校改築は複合化の必要性・可能性を検討	66
	3-4(2)①	施策評価の推進	メリハリのある財源投入の方向を示唆する施策評価	67
	3-4(2)②		区民満足度アンケートを定期実施	68
	3-8(6)①	良いアイデアを速やかに具体化するしくみづくり		79
経営改革担当課長				
	3-2(1)①	区民サービスへの税金投入状況を、よりわかりやすく公開	事務事業評価を、引き続きよりわかりやすく公開	62
	3-2(2)①	「負担なき受益」の是正		63
	3-5(1)①	部の統合の検討・実施		68
	3-5(2)①	予算執行など運営レベルにおける分権化		69
	3-5(3)①	事業部主体の事務事業評価の推進	評価担当が支援を強化	69
	3-5(3)②		事務事業評価結果を、わかりやすく公表	69
	3-5(3)③		区民満足度アンケートを定期実施	70
	3-7(1)①	組織の使命や役割の明確化		73
	3-7(2)①	横断的組織の設置基準の策定		73
	3-7(4)①	(仮称)危機管理室長を設置		74
	3-7(5)①	都市整備部と建設部の統合再編		74
	3-7(7)①	区民情報課の位置づけの見直し		75
	3-7(8)①	国の制度改正などを踏まえた健康福祉部の再編	介護保険・支援費の制度改正の動向などを踏まえ検討	75
	3-7(8)②		保健所組織のあり方見直し	75
	3-7(9)①	教育改革の進捗状況を踏まえた教育委員会事務局の再編		76
	3-8(2)①	課題発掘職員アンケートの実施		76
	3-8(4)①	組織のやる気を伸ばすしくみづくり	北区の先端発表会を実施	77
	3-8(4)②		区長など特別職と各層職員との懇談会・報告会などを実施	77

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-8(5)①	最優良事例を吸収するしくみづくり	区民・区内の経営者・他都市の職員などの話を聞く会を開催	78
	3-8(5)②		先進事例開発支援制度を導入	78
	3-8(7)①	失敗から学ぶしくみづくり、ノウハウを共有化するしくみづくり		79
	3-8(8)①	マニュアルの整備を通じた事務改善		80
財政課				
	1-1(3)①	財務諸表などの、よりわかりやすい公開		17
	2-2(1)①	各種団体助成の妥当性の検証		36
	2-7(1)①	財務会計システムの改造		57
	3-1(1)①	税源移譲などを国や都に強く要望	国に税源移譲や超過負担の解消などを要望	58
	3-1(1)②		都に都区財政調整制度の確保を要望	59
	3-2(1)②	区民サービスへの税金投入状況を、よりわかりやすく公開	財政白書は、わかりやすく表示し、公共施設運営費などの財源分析を掲載	62
	3-2(4)①	使用料・手数料などの受益者負担の適正化		64
	3-5(2)①	予算執行など運営レベルにおける分権化		69
広報課				
	1-1(1)①	多様な媒体を活用した施策形成関連情報の積極的な公開	北区ニュース・ケーブルテレビ・ホームページ・報道機関などに公開	16
	1-2(1)①	双方向の意見交換を推進	区長が地域住民の声を直接聞くまちかどトークを実施	18
	1-2(2)①	パブリックコメントの導入		18
	1-5①	区民の目線で改善を進める	苦情への迅速対応と、クレーム情報の活用	33
	3-8(1)	区民の視点の共有		76
	3-1(2)①	広告掲載基準の作成と広告料収入の確保		59
	3-8(3)①	面白くてためになる職員報の充実		77

総務部

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-7(4)①	(仮称) 危機管理室長を設置		74
総務課				
	2-3(2)⑥	業務の外部委託の推進	庁舎管理業務を外部委託	40
	2-6(1)①	電子ファイリング・電子決裁の導入		54
	2-7(2)			57
	3-3(3)①	新中央図書館の開設に伴う隣接図書館などの統合		66

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-6(3)①	不正を防ぐしくみづくり	公益通報制度について検討	71
	3-6(3)②		処分基準など、庁内倫理を確立するルールを明確化	71
	3-8(9)			80
職員課				
	2-3(2)⑦	業務の外部委託の推進	給与事務	40
	2-3(2)⑧		福利厚生事務	41
	2-7(3)①	旅費や時間外手当の申請手続きの簡略化		57
	3-3(4)①	職員寮・教職員住宅のあり方の検討		66
	3-5(2)①	予算執行など運営レベルにおける分権化		69
	3-6(1)①	「人材育成基本方針」と「職員研修基本計画」の改定		70
	3-6(2)①	やる気と成果を評価するしくみづくり	一般職員へ、目標管理を導入するとともに、人事考課評価結果を活用	71
	3-6(3)①	不正を防ぐしくみづくり	公益通報制度について検討	71
	3-6(3)②		処分基準など、庁内倫理を確立するルールを明確化	71
	3-8(9)			80
	3-6(4)①	職員の任用形態の多様化	経験者採用・任期付き採用	72
	3-6(5)①	福祉系職員の職域拡大		72
	3-8(2)①	課題発掘職員アンケートの実施		76
	3-8(4)①	組織のやる気を伸ばすしくみづくり	北区の先端発表会を実施	77
	3-8(4)②		区長など特別職と各層職員との懇談会・報告会などを実施	77
	3-8(5)①		最優良事例を吸収するしくみづくり	区民、区内の経営者、他都市の職員などの話を聞く会を開催
	3-8(7)①	失敗から学ぶしくみづくり、ノウハウを共有化するしくみづくり		79
契約管財課				
	2-4(2)①	入札・契約制度の見直しと検査体制の充実		51
	2-5(1)①	外郭団体のあり方の見直し		52
	2-6(2)①	電子調達システムの導入	電子調達システムの導入	55
	2-7(1)①	財務会計システムの改造		57
	3-3(1)②	施設の適正配置と遊休地・遊休	遊休施設等の有効活用・処分	65
	3-3(1)③	施設の有効活用・処分	遊休施設以外の転用や処分	65
営繕課				
	2-4(1)①	「施設建設・維持管理コスト縮減計画」の策定		50

地域振興部

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-7(4)①	(仮称) 危機管理室を設置	総務部に設置	74

所管	No.	改革項目	内容	頁
地域振興課				
	1-3(2)①	協働による事業の実施	NPO・ボランティアに関する体系的な講座の実施	22
	1-3(2)⑪		小中学生が芸術や文化を体験・習得できる機会を提供	27
	1-3(3)①	協働による施設などの運営	ふれあい館	28
	1-3(3)②		上中里コミュニティ会館	28
	1-3(3)③		NPO・ボランティアぷらざ	29
	1-4①	区民の自主的活動を後押しするしくみを創る	各課に協働推進員を設置し、研修を実施	32
	1-4②		協働のルールづくり	32
	1-4③		NPO・ボランティア活動促進指針を具体化する事業を試行	32
	2-2(2)①	区民保養所はこね荘の民営化		37
	2-3(4)①	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	区民斎場	44
	2-3(4)③		元気ぷらざ・志茂老人いこいの家	44
	2-3(5)③	その他	区民センターのあり方見直し	48
	2-5(1)①	外郭団体のあり方見直し		52
	2-5(2)①	財団法人北区文化振興財団	経費の節減、受益者負担適正化、文化振興事業の実施方法の見直しを促進	53
	3-7(6)①	地域振興室のあり方検討		74
文化施策担当課長				
	1-3(2)⑪	協働による事業の実施	小中学生が芸術や文化を体験・習得できる機会を提供	27
	2-5(2)①	財団法人北区文化振興財団	経費の節減、受益者負担適正化、文化振興事業の実施方法の見直しを促進	53
産業振興課				
	1-3(2)②	協働による事業の実施	コミュニティビジネス支援セミナーなどを実施	22
	1-3(2)③		空き店舗の効果的活用支援	23
	1-3(2)④		福祉用具や環境に優しい商品のアンテナショップ開設支援	23
	1-3(2)⑤		新産業分野を研究・開拓	24
	2-5(1)①	外郭団体のあり方見直し		52
北とぴあ管理課				
	2-3(4)②	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	北とぴあ	44

区民部

所管	No.	改革項目	内容	頁	
	3-7(7)①	区民情報課の位置づけの見直し		75	
区民情報課					
	1-1(2)①	施策形成関連情報の一元的なホームページへの掲載		17	
	1-5①	区民の目線で改善を進める	苦情への迅速対応とクレーム情報の活用を推進	33	
	2-1(2)①	電子申請・電子届出システムの導入		35	
	2-6(3)			55	
	2-1(3)①	マルチペイメントの導入	ATM・電話・パソコン等を利用したマルチペイメントネットワークシステムを導入	35	
	2-6(5)			56	
	2-1(4)①	特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入		36	
	3-1(4)①			60	
	2-3(2)⑨	業務の外部委託の推進	大型汎用コンピュータの電算システムの開発・改造・運用を外部委託	41	
	2-6(1)①	電子ファイリング・電子決裁の導入		54	
	2-7(2)			57	
	2-6(2)①	電子調達システムの導入		55	
	2-7(1)①	財務会計システムの改造		57	
	2-7(3)①	旅費や時間外手当の申請手続きの簡略化		57	
	3-8(1)	区民の視点の共有		76	
	3-8(7)①	失敗から学ぶしくみづくり、ノウハウを共有化するしくみづくり		79	
戸籍住民課					
	2-3(5)①	その他	区民事務所分室について、執行体制を効率化	47	
	2-6(4)①	戸籍事務の電算化		戸籍事務を電算化	55
	2-6(4)②			戸籍・住民票の証明書の郵送請求業務・附票事務のデータ入力を外部委託	56
	2-6(4)③			戸籍・住民票の証明書発行は自動交付機、収納はコンビニ収納・マルチペイメントの活用で、区民事務所分室を廃止	56
	3-1(2)①	広告掲載基準の作成と広告料収入の確保	窓口用封筒に掲載、住居表示案内板に掲載	59	
	3-2(4)①	使用料・手数料などの受益者負担の適正化		64	
税務課					
	2-1(4)①	特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入		36	

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-1(4)①	特別区民税、国民健康保険料、保育料などの徴収率の向上	コンビニ収納、滞納管理システムを導入、収納推進員の一元的体制整備、強制徴収の一層の推進	60
	3-1(5)①	新税の導入検討		61
国保年金課				
	2-1(4)①	特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入		36
	3-1(2)①	広告掲載基準の作成と広告料収入の確保	国保のしおりに掲載	59
	3-1(4)①	特別区民税、国民健康保険料、保育料などの徴収率の向上	コンビニ収納、収納推進員の一元的体制整備、強制徴収の一層の推進	60

生活環境部

所管	No.	改革項目	内容	頁
リサイクル清掃課				
	1-3(3)④	協働による施設などの運営	リサイクル活動の拠点施設（エコ広場館）	29
	2-2(3)①	区民による資源ごみの集団回収の拡充（行政による回収の縮小）		37
	2-3(2)①	業務の外部委託の推進	消費生活センターの事業運営を、消費者団体などへ外部委託	38
	2-3(5)④	その他	清掃事業の技能系職員は退職不補充	48
	2-3(5)⑤		家庭ごみの有料化を検討	49
環境課				
	1-3(2)⑥	協働による事業の実施	自然環境調査	24
	1-3(3)⑤	協働による施設などの運営	自然ふれあい情報館	29
	1-3(3)⑦		地域の公園や道路・駅前広場	30
北清掃事務所				
	2-3(5)④	その他	清掃事業の技能系職員は退職不補充	48

健康福祉部

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-6(5)①	福祉系職員の職域拡大		72
	3-7(8)①	国の制度改正などを踏まえた健康福祉部の再編	介護保険・支援費の制度改正の動向などを踏まえ検討	75
	3-7(8)②		保健所組織のあり方見直し	75

所管	No.	改革項目	内容	頁
健康福祉課				
	2-3(3)①	管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度などを導入	特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンターほか	42
	2-3(4)④	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	知的障害者通所授産施設・知的障害者通所更生施設	45
	2-5(1)①	外郭団体のあり方の見直し		52
	2-5(3)①	社会福祉法人北区社会福祉事業団	将来的には経営的に自立した社会福祉法人化を促進	53
	2-5(4)①	社会福祉法人北区社会福祉協議会	法人としての経営の自立性強化を促進	54
健康いきがい課				
	1-3(2)⑦	協働による事業の実施	健康づくり事業	25
	1-3(2)⑧		33万人の健康づくり大作戦のイベント	25
	1-3(2)⑨		高齢者ふれあい会食事業	26
	2-3(3)①	管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度などを導入	老人いこいの家、授産場	42
	2-3(4)③	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	元気ぷらざ・志茂老人いこいの家	44
	2-3(5)⑥	その他	区民健診を集団健診方式から個別健診方式に変更	49
	2-5(1)①	外郭団体のあり方の見直し		52
	3-2(4)①	使用料・手数料などの受益者負担の適正化	健康づくり事業・各種講座などへ受益者負担の導入検討	64
生活福祉課				
	2-3(3)②	管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度を導入	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	42
福祉サービス課				
	2-3(3)①	管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度などを導入	デイホーム	42
障害者福祉センター				
	2-3(3)③	管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度を導入	知的障害者通所授産施設・心身障害者通所訓練施設・知的障害者生活寮	43
	2-3(4)④	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	知的障害者通所授産施設	45
	3-3(3)①	新中央図書館の開設に伴う隣接図書館などの統合		66

所管	No.	改革項目	内容	頁
あすなる福祉園				
	2-3(4)④	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	知的障害者通所更生施設	45
若葉福祉園				
	2-3(4)④	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	知的障害者通所更生施設	45

北区保健所

所管	No.	改革項目	内容	頁
3-7(8)②		国の制度改正などを踏まえた健康福祉部の再編	健康福祉部の組織改正の検討にあわせ、保健所組織のあり方見直し	75
生活衛生課				
	1-3(1)②	協働による計画の策定	食品衛生監視指導計画	20
保健予防課				
	2-3(2)②	業務の外部委託の推進	検査業務の一部を外部委託	39

子ども家庭部

所管	No.	改革項目	内容	頁
3-6(5)①		福祉系職員の職域拡大	障害者施設の外部化を踏まえ福祉系職員の職域を拡大	72
子育て支援課				
	2-3(4)⑤	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	児童館・学童クラブなど	45
保育課				
	2-1(4)①	特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入	保育料などの納付をコンビニで収納	36
	3-1(4)①			60
	2-3(2)③	業務の外部委託の推進	保育園の調理業務・用務業務	39
	2-3(3)④	管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度を導入	保育園	43
	2-3(4)⑥	直営の公の施設に指定管理者制度を導入	保育園	46
男女共同参画推進課				
	1-3(3)⑥	協働による施設などの運営	男女共同参画センター(スペースゆう)	30

まちづくり部

所管	No.	改革項目	内容	頁
3-7(5)①		都市整備部と建設部の統合再編		74

所管	No.	改革項目	内容	頁
都市計画課				
	2-5(1)①	外郭団体のあり方の見直し		52
まちづくり推進課				
	1-3(4)①	協働によるまちづくり	景観形成地区の指定による良好なまちなみの保全・創出支援	31
	1-3(4)②		木造住宅密集市街地の、まちづくりのための活動を支援	31
十条まちづくり担当課長				
	1-3(4)②	協働によるまちづくり	木造住宅密集市街地の、まちづくりのための活動を支援	31
住宅課				
	2-1(4)①	特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入	区営住宅使用料などの納付をコンビニで収納	36
	2-3(4)⑦	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	区営住宅・区民住宅	46
	3-2(3)①	区民住宅・区営住宅の使用料長期滞納者対策の強化		63
道路公園課				
	1-3(1)⑤	協働による計画の策定	公園再整備計画	21
	1-3(3)⑦	協働による施設などの運営	地域の公園や道路・駅前広場。	30
	2-3(5)⑦	その他	道路管理事務所と公園管理事務所の統合	49
	2-3(5)⑧		生活道路の企業者占用工事を区が直接本復旧	50
	3-1(3)①	重量車両等による区道損傷について特定事業者から復旧負担金を徴収		60
工事課				
	1-3(1)③	協働による計画の策定	幹線区道などを新設・拡幅する道路整備計画	20
	1-3(1)④		東京外国語大学跡地防災公園の公園・緑地整備計画	21
	2-4(1)①	「施設建設・維持管理コスト縮減計画」の策定		50
交通担当課長				
	2-3(3)⑤	管理委託制度を導入している公の施設に指定管理者制度を導入	有料自転車駐車場	43

収入役室

所管	No.	改革項目	内容	頁
	2-1(3)①	マルチペイメントの導入	ATM・電話・パソコン等を利用したマルチペイメントネットワークシステムを導入	35
	2-6(5)			56
	2-1(4)①	特別区民税・国民健康保険料・保育料などへのコンビニ収納の導入		36
	3-1(4)①			60
	2-7(1)①	財務会計システムの改造		57

教育委員会事務局

所管	No.	改革項目	内容	頁
	3-6(5)①	福祉系職員の職域拡大		72
	3-7(9)①	教育改革の進捗状況を踏まえた教育委員会事務局の再編		76
庶務課				
	3-3(4)①	職員寮・教職員住宅のあり方の検討		66
学務課				
	2-3(5)②	その他	幼稚園のあり方を見直し	48
生涯教育推進課				
	1-3(3)⑧	協働による施設などの運営	ふるさと農家体験館。	31
	2-2(4)①	民間と競合する講座事業の廃止		38
	2-3(4)⑧	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	文化センター	46
	2-3(4)⑨		校外施設（那須高原学園）	47
体育課				
	1-3(2)⑫	協働による事業の実施	北区版総合型地域スポーツクラブの担い手を育成	27
	2-3(2)⑤	業務の外部委託の推進	学校体育施設（体育館・校庭）の予約・貸出・収納事務。	40
	2-3(4)③	直営の公の施設に指定管理者制度などの導入を検討・実施	元気ふらざ・志茂老人いこいの家	44
	2-3(4)⑩		体育施設	47
	2-5(1)①	外郭団体のあり方を見直し		52
中央図書館				
	2-3(2)④	業務の外部委託の推進	図書館における窓口業務	39
	3-3(3)①	新中央図書館の開設に伴う隣接図書館などの統合		66

教育委員会事務局教育改革担当部

所管	No.	改革項目	内容	頁
教育改革担当課長				
	1-3(2)⑩	協働による事業の実施	学びをキーワードに、ワークショップや講座を実施	26

北区経営改革プラン

—— 夢と希望の実現に向けて ——

平成 17 年 3 月発行

刊行物登録番号 16-1-106

編集・発行 北区企画部企画課
(平成 17 年 4 月から政策経営部企画課)
〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
TEL 03 (3908) 1104 (ダイヤルイン)